千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集

令和７年８月

千葉県環境生活部水質保全課

目　　次

１　千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱・・・・・・・・・1

２　千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱　別記様式・・・14

３　汚染土壌処理施設の立地に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

４　汚染土壌処理施設の構造に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

５　汚染土壌処理施設の維持管理に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

６　汚染土壌処理施設生活環境影響調査指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71

問　合　せ　先	千葉県環境生活部水質保全課地質汚染対策班
住　　所	〒２６０－８６６７ 千葉県千葉市中央区市場町１番１号
電　　話	０４３－２２３－３８１２

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱

平成30年８月27日制定
令和３年３月22日一部改正
令和７年８月１日一部改正

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）に基づき汚染土壌の処理を業として行う者が、汚染土壌処理施設の設置等及び維持管理を行う場合に、県が汚染土壌処理業者等に対し、公害防止、災害防止等のための必要な指導を行うことにより、生活環境の保全及び汚染土壌の適正な処理の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「汚染土壌」とは、法第 16 条第１項に規定する汚染土壌をいう。

２　この要綱において「汚染土壌処理施設」とは、法第 22 条第１項に規定する汚染土壌処理施設をいい、当該汚染土壌処理施設の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　「浄化等処理施設」とは、汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号。以下「処理業省令」という。）第１条第１号に規定する浄化等処理施設をいう。

二　「セメント製造施設」とは、処理業省令第１条第２号に規定するセメント製造施設をいう。

三　「埋立処理施設」とは、処理業省令第１条第３号に規定する埋立処理施設をいう。

四　「分別等処理施設」とは、処理業省令第１条第４号に規定する分別等処理施設をいう。

五　「自然由来等土壌利用施設」とは、処理業省令第１条第５号に規定する自然由来等土壌利用施設（自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づく道路等の盛土材料等として当該土壌を利用する施設であって、「汚染土壌処理施設の立地に関する基準」並びに「汚染土壌処理施設の構造に関する基準」を満たすものに限る。）をいう。

３　この要綱において「特定有害物質」とは、法第２条第１項に規定する特定有害物質をいう。

４　この要綱において「設置等」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

一　汚染土壌処理施設の設置（既存の施設を使用して汚染土壌の処理を業として行おうとする場合を含む。）

二　汚染土壌処理施設の種類の変更

三　汚染土壌処理施設の構造の変更

四　汚染土壌処理施設の処理能力（第５条第１項の事前協議書に記載したもの。ただし、

第 21 条第１項の通知を受けたときは、当該通知に記載されたもの。）に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が 10 パーセント以上増大するに至るもの

五　汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更（種類の削減又は濃度の上限値の引き下げを除く。）

六　汚染土壌処理施設に係る事業場の拡大

七　その他環境保全、災害防止のうえで支障を及ぼすおそれがあると知事が認める汚染土壌処理施設の変更

５　この要綱において「汚染土壌処理業者」とは、法第 22 条第１項の許可を受けた者をいう。

６　この要綱において「汚染土壌処理業者等」とは、汚染土壌処理業者及び汚染土壌の処理を業として行おうとする者をいう。

７　この要綱において「関係市町村」とは、汚染土壌処理施設の設置等をしようとする場所を管轄する市町村及び知事が必要と認める市町村をいう。

８　この要綱において「廃棄物処理施設」とは、廃棄物の処理を行う施設をいう。

９　この要綱において「搬入道路」とは、汚染土壌を汚染土壌処理施設に搬入するために使用する道路をいう。

10　この要綱において「基準不適合土壌」とは、土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。）第３条第６項第１号に規定する基準不適合土壌をいう。

11　この要綱において「要措置区域等」とは、法第６条第４項に規定する要措置区域又は法第 11 条第２項に規定する形質変更時要届出区域をいう。

12　この要綱において「排出水」とは、処理業省令第２条第２項第 16 号に規定する排出水をいう。

13　この要綱において「排水口」とは、処理業省令第２条第２項第 17 号に規定する排出口をいう。

14　この要綱において「排出口」とは、浄化等処理施設、セメント製造施設又は分別等処理施設において生ずる大気有害物質を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。

15　この要綱において「大気有害物質」とは、処理業省令第４条第１号ヲ(1)から(6)までに掲げる物質、土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。以下第37条において「施行令」という。）第１条第３号、第８号、第12号、第13号、第15号、第19号、第21号、第23号及び第25号に掲げる物質並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第２条第１項に規定するダイオキシン類をいう。）をいう。

（汚染土壌処理業者等の責務）

第３条　汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等及び汚染土壌の処理に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならないものとする。

２　汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等に当たっては、地域住民等の理解を得るようにしなければならないものとする。

３　汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等及び維持管理に当たっては、法及び他の関係法令等で定める諸基準のほか、第５条第３項に規定する基準に適合するようにしなければならないものとする。
４　汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等の計画策定に当たっては、県及び関係市町村が定めた土地利用計画及び生活環境の保全に関する計画に適合するよう努めなければならないものとする。
５　汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等の計画策定及び汚染土壌の処理を行うに当たっては、千葉県の区域から排出される汚染土壌を優先するよう努めなければならないものとする。
６　汚染土壌処理業者等及びその関係者は、汚染土壌処理施設の設置等に関し、地域住民その他の関係者への強要、脅迫その他これらに類似する威嚇行為はしてはならないものとする。

（廃棄物処理施設との併用の禁止）

第４条　汚染土壌処理業者等は、次の各号に掲げる施設を除き、廃棄物処理施設を汚染土壌処理施設として併用してはならないものとする。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下この条において「廃棄物処理法施行令」という。）第５条第２項に掲げる一般廃棄物の最終処分場であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下この条において「廃棄物処理法」という。）第８条第１項の許可を受けたもの

二　廃棄物処理法施行令第７条第 14 号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場であって廃棄物処理法第 15 条第１項の許可を受けたもの

三　産業廃棄物の焼却施設であって廃棄物処理法第１５条第１項の許可を受けたもののうち、セメントを製造することを主たる目的とするもの

第２章　汚染土壌処理施設の設置等に係る事前協議

（事前協議）

第５条　汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等をしようとする場合には、次の各号に掲げる申請又は届出を行うに当たって、あらかじめ、汚染土壌処理施設設置等事前協議書（別記第１号様式）を知事に提出し、協議しなければならないものとする。

一　法第 22 条第１項の規定による汚染土壌処理業の許可（同条第４項の許可の更新を含む。）の申請

二　法第 23 条第１項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可の申請

三　法第 23 条第３項の規定による汚染土壌処理業の変更の届出

２　前項の汚染土壌処理施設設置等事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一　事業計画書（別記第２号様式）

二　別表に掲げる書類及び図面

３　汚染土壌処理業者等は、第１項の規定により知事に提出する事前協議書等（汚染土壌

処理施設設置等事前協議書並びに前項の書類及び図面をいう。以下同じ。）及び事前協議において、知事が別に定める汚染土壌処理施設の立地に関する基準、汚染土壌処理施設の構造に関する基準（以下第 26 条第２項において「構造基準」という。）及び汚染土壌処理施設の維持管理に関する基準（以下「維持管理基準」という。）に適合するようにしなければならないものとする。

４　知事は、事前協議書等の提出時において、前項の基準に明らかに適合しないと認められる事前協議書等に係る事前協議又は汚染土壌の処理に関し改善命令、改善勧告等を受け、適切な措置を講じていない者に係る事前協議については、応じないものとする。

５　汚染土壌処理業者等は、第１項の規定により提出した事前協議書等において汚染土壌処理施設の設置等に該当する変更があったときは、再度協議しなければならないものとする。ただし、軽微な変更にあっては、変更内容を知事に届け出ることによりこれに代えることができるものとする。

（関係市町村長からの意見聴取）

第６条　知事は、前条第１項の規定による事前協議書等を受理したときは、当該事前協議書等を関係市町村長に送付し、次の各号に掲げる事項について関係市町村長の意見を聴くものとする。

一　第３条第４項に規定する土地利用計画及び生活環境の保全に関する計画への適合状況

二　生活環境の保全上の見地からの意見

三　当該関係市町村長の事務に係る手続等

２　前項の関係市町村長は、前項の意見を述べるに当たり、汚染土壌処理業者等から説明を求めることができるものとする。

（生活環境影響調査の実施等）

第７条　汚染土壌処理業者等は、第５条第１項の事前協議をしようとするときは、あらかじめ、知事が別に定める汚染土壌処理施設生活環境影響調査指針（以下この条において「生活環境影響調査指針」という。）により、当該汚染土壌処理施設の設置等が周辺の生活環境に及ぼす影響について調査を実施するものとする。

２　第５条第１項の事前協議書には、前項の調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）を添付しなければならないものとする。ただし、環境影響評価法（平成９年法律第 81 号）又は千葉県環境影響評価条例（平成 10 年条例第 26 号）に基づき作成された環境影響評価書であって、必要な記載事項を満たしているものを生活環境影響調査指針に基づく生活環境影響調査書として添付することは、差し支えない。

（事前協議書説明会計画書の承認等）

第８条　埋立処理施設（第４条第１号又は第２号に規定する最終処分場を除く。）の設置等をしようとする汚染土壌処理業者等は、事前協議書等を作成したときは、当該事前協議書等の記載事項を周知させるための説明会（以下「事前協議書説明会」という。）について、事前協議書説明会計画書（別記第３号様式）を知事に提出し、その承認を受けなけ

ればならないものとする。

2　前項の汚染土壌処理業者等は、事前協議書説明会の開催を予定する日時、場所及び周知方法を決めるに当たっては、関係市町村長の意見を反映させなければならないものとする。

3　事前協議書説明会は、できる限り当該事前協議書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、二以上の関係市町村がある場合又はその他の理由により汚染土壌処理業者等が必要と認める場合には、事前協議書説明会を開催すべき二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

4　知事は、事前協議書説明会計画書が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合を除き、これを承認するものとする。

一　事前協議書説明会の開催を予定する日時及び場所が、関係市町村の住民の当該事前協議書説明会への参加を困難にするものであるとき。

二　事前協議書説明会の開催を予定する日が、適切な周知のための期間を確保することが困難なものであるとき。

三　事前協議書説明会が開催されることが確実であると認められるものでないとき。

四　事前協議書説明会の開催を予定する場所が、関係市町村内でないとき。ただし、当該関係市町村内に事前協議書説明会を開催する適当な場所がないときは、この限りでない。

五　前各号に掲げるもののほか、事前協議書説明会の開催を予定する日時及び場所が事前協議書説明会の目的を達成することが困難であると認められる特別な事由があるとき。

（事前協議書説明会の開催等）

第９条　前条第１項の承認を受けた汚染土壌処理業者等は、事前協議書説明会計画書に記載された日時及び場所において、事前協議書説明会を開催しなければならないものとする。

2　前条第１項の承認を受けた汚染土壌処理業者等は、その責めに帰することができない事由であって次の各号に掲げる事由に該当することにより事前協議書説明会を開催することができない場合には、当該事前協議書説明会を開催することを要しない。

一　天災、交通の途絶その他の不測の事態により事前協議書説明会の開催が不可能であること。

二　当該汚染土壌処理業者等以外の者により事前協議書説明会の開催が故意に阻害されることによって事前協議書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

3　前条第１項の承認を受けた汚染土壌処理業者等は、事前協議書説明会を開催したときは、事前協議書説明会開催結果報告書（別記第４号様式）により、事前協議書説明会を開催しなかったときは、事前協議書説明会不開催事由報告書（別記第５号様式）により知事に報告しなければならないものとする。

4　知事は、前項の事前協議書説明会開催結果報告書又は事前協議書説明会不開催事由報告書の内容から、十分説明がなされていないと判断するときは、前条第１項の承認を受けた汚染土壌処理業者等に対し、再度事前協議書説明会を開催することを指示すること

ができる。

（事前協議書等の縦覧等）

第10条　知事は、汚染土壌処理施設の設置等について第５条第１項の協議があったときは、事前協議書等に記載された内容について生活環境の保全上の見地からの意見を求めるため、次項で定めるところにより、次の各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表し、事前協議書等の写しを公表の日から起算して30日間縦覧に供するものとする。

一　汚染土壌処理業者等から事前協議書等の提出があった旨

二　汚染土壌処理業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　事前協議書の名称

四　汚染土壌処理施設の設置の場所

五　事前協議書等の縦覧の場所、期間及び時間

六　事前協議書等について生活環境の保全上の見地からの意見を書面により提出することができる旨

七　次条第１項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

八　事前協議書説明会計画書に記載された事前協議書説明会の開催を予定する日時及び場所（埋立処理施設（第４条第１号又は第３号に規定する廃棄物の最終処分場を除く。）の設置等をしようとする場合に限る。）

２　事前協議書等を縦覧に供する場所は、千葉県庁舎及び関係市町村の庁舎その他の当該関係市町村の施設（当該関係市町村の協力が得られた場合に限る。）とする。

（事前協議書等についての意見書の提出等）

第11条　前条第１項の規定による公表があったときは、当該汚染土壌処理施設の設置等に関し利害関係を有する者は、前条第１項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができるものとする。

２　前項に規定する意見書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一　意見書を提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　意見書の提出の対象である事前協議書の名称

三　事前協議書等についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。）

３　知事は、前項の期間を経過した後、速やかに、汚染土壌処理業者等に対し、同項の規定により提出された意見書の写し（同項の意見書が提出されなかった場合には、その旨を記載した書面）を送付するものとする。

（見解書の作成等）

第12条　汚染土壌処理業者等は、前条第３項の規定による意見書の写しの送付を受けたと

きは、当該意見書の写しに記載された意見についての汚染土壌処理業者等の見解を記載した見解書（別記第６号様式）を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならないものとする。

（現地調査）

第13条　千葉県環境生活部水質保全課長（以下「水質保全課長」という。）は、事前協議書等の提出を受けた後、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

（協議会の設置及び運営）

第14条　知事は、汚染土壌処理施設の設置等の計画について適正な指導を期するため、千葉県の関係機関で構成する千葉県汚染土壌処理施設設置等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

２　協議会の組織及び運営等に関する必要な事項は、別に定める。

（協議会の審査）

第15条　水質保全課長は、事前協議書等を協議会の審査に付するものとする。

２　協議会会長は、事前協議書等の審査のため必要と認める場合には、汚染土壌処理業者等に対し、説明を求めることができる。

３　水質保全課長は、第１項の規定により協議会の審査に付する際に、事前協議書等と併せて第６条第１項の規定に基づく関係市町村長の意見を協議会に提出するものとする。

（計画の審査指示等）

第16条　知事は、協議会の審査結果に加え、第12条の規定による見解書における生活環境の保全上の措置の内容を勘案し、汚染土壌処理業者等に対し、汚染土壌処理施設の設置等を行うに当たっての留意事項、計画の変更又は当該計画の廃止の指示（以下「審査指示」という。）を行うものとする。

２　知事は、前項の審査指示（汚染土壌処理施設の設置等を行うに当たっての留意事項に限る。）を行うときは、汚染土壌の処理に係る事業計画を周知させることが適当と認められる地域（以下「関係地域」という。）として、次の各号に掲げる汚染土壌処理施設の種類の区分に応じ、当該各号で定める地域を併せて指示するものとする。

一　埋立処理施設　汚染土壌処理施設に係る事業場の区域からおおむね300メートル以内の地域及び搬入道路（国又は地方公共団体が管理する道路を除く。以下この項において同じ。）の沿道（道路端からおおむね30メートル以内の地域。以下この項において同じ。）

二　前号以外の汚染土壌処理施設　汚染土壌処理施設に係る事業場の区域からおおむね200メートル以内の地域及び搬入道路の沿道

（関係機関等との調整）

第17条　汚染土壌処理業者等は、審査指示を受けたときは、審査指示事項を満足させるために関係機関等との調整、協議等を自らの責任において行わなければならないものとする。

（関係地域住民説明会の開催等）

第18条　汚染土壌処理業者等は、第16条第２項の規定により知事が指示した関係地域に居住する住民（以下「関係地域住民」という。）に対し、自らの責任において汚染土壌の処理に係る事業計画を周知させるための説明会（以下この条において「関係地域住民説明会」という。）を開催しなければならないものとする。ただし、当該事業計画が環境影響評価法第２条第４項又は千葉県環境影響評価条例第２条第３項に規定する対象事業に該当し、かつ、知事が適当と認める場合は、この限りでない。

２　汚染土壌処理業者等は、関係地域内に関係地域住民説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域の周辺地域で開催することができる。

３　汚染土壌処理業者等は、関係地域住民説明会を開催するに当たっては、開催の日時及び場所並びに汚染土壌の処理に係る事業計画の概要等について、あらかじめ、関係地域住民に周知を図らなければならないものとする。

４　汚染土壌処理業者等は、その責めに帰することのできない理由で関係地域住民説明会を開催することができない場合は、事前協議書等の内容を平易に要約した文書等を配布する等の方法により周知に努めなければならないものとする。

５　汚染土壌処理業者等は、関係地域住民説明会を開催したとき、又はやむを得ず前項の文書等の配付等の方法により周知したと判断したときは、関係地域住民説明会開催結果等報告書（別記第７号様式）により知事に報告するとともに、その写しを関係市町村長に送付しなければならないものとする。

６　知事は、前項の報告書の内容から関係地域住民に対する周知が図られていないと判断したときは、汚染土壌処理業者等に対し、再度関係地域住民説明会を開催することを指示することができる。

７　第１項から第５項までの規定は、前項の指示に基づく関係地域住民説明会について準用する。

（関係地域住民等との調整）

第19条　汚染土壌処理業者等は、汚染土壌の処理に係る事業計画の実施に関し関係地域住民の属する世帯の世帯主の３分の２以上で構成する団体の代表者と生活環境の保全に関する協定（以下この条において「生活環境保全協定」という。）を締結しなければならないものとする。ただし、関係地域住民の属する世帯の世帯主の３分の２以上から生活環境保全協定と同等の条件により承諾を得たときは、この限りでない。

２　汚染土壌処理業者等は、関係地域を管轄する市町村長から生活環境保全協定の締結を求められたときは、これに応じなければならないものとする。

３　汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等に関し利害関係を有する者から生活環境保全協定の締結を求められたときは、これに応じるよう努めなければならないものとする。

４　第１項から第３項の規定にかかわらず、国または地方公共団体が自然由来等土壌利用施設を設置する場合にあっては、協定の締結を要しない。

　ただし、知事が必要と認めるときはその限りではない。

（審査指示事項調整済回答書の提出等）

第20条　汚染土壌処理業者等は、第17条から前条第１項までの調整、協議等が終了したときは、審査指示事項調整済回答書（別記第８号様式）を知事に提出しなければならないものとする。

２　知事は、前項に規定する回答書を受理したときは、これを関係機関及び関係市町村長に照会し、その内容を確認するものとする。

３　知事は、前項に規定する確認により第17条から前条第１項までの調整、協議等が終了していない審査指示事項があると認めるときは、汚染土壌処理業者等に対し、当該事項について再度調整、協議等を行うことを指示するものとする。

４　第１項及び第２項の規定は、前項の指示に基づく調整、協議等について準用する。

（事前協議終了の通知及び有効期間）

第21条　知事は、前条の規定により調整、協議等が終了したと認めるときは、汚染土壌処理業者等及び関係市町村長に対し、第５条第１項の事前協議が終了した旨を通知するものとする。

２　汚染土壌処理業者等が前項の通知のあった日の翌日から起算して１年を経過する日までに第５条第１項各号に規定する申請又は届出をしていないときは、当該通知はその効力を失う。ただし、当該汚染土壌処理業者等から当該申請又は届出に係る遅延の申出があり、知事が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（事前協議の変更）

第22条　前条第１項の通知を受けた汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等に該当する変更があったときは、変更に係る事前協議書等を知事に提出し、再度協議しなければならないものとする。

２　第５条から前条までの規定は、前項の協議に準用する。

（報告の徴収）

第23条　知事は、汚染土壌処理業者等に対し、必要に応じ、調整、協議等の状況について報告を求めることができる。

（事前協議の取下げ及び有効期間）

第24条　汚染土壌処理業者等は、第５条第１項の事前協議を取り下げるときは、速やかに、汚染土壌処理施設設置等事前協議取下書（別記第９号様式）を知事に提出しなければならないものとする。

２　事前協議書を提出した日から起算して３年を経過し、かつ、協議が進まないと知事が判断したときは、当該事前協議は、取り下げられたものとみなす。ただし、汚染土壌処理業者等から当該事前協議の延長の申出があり、知事がこれを正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（手続の一部省略）

第25条　知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、この章で定める手続の一部を省略することができる。

一　生活環境に対する影響が減ぜられる目的で汚染土壌処理施設の設置等をしようとするとき。

二　汚染土壌の処理に係る事業計画が環境影響評価法第２条第４項又は千葉県環境影響評価条例第２条第３項に規定する対象事業に該当し、かつ、知事が適当と認めるとき。

三　第４条各号に掲げる廃棄物処理施設を汚染土壌処理施設として併用するとき。

四　汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設の設置等をしようとするときであって、知事が適当と認めるとき。

第３章　汚染土壌処理施設の設置等

（工事の着工等）

第26条　汚染土壌処理業者等は、第21条第１項の規定による通知を受けた後、事前協議書等の内容に従い、汚染土壌処理施設の設置等の工事に着工するものとする。ただし、第４条各号に規定する廃棄物処理施設を汚染土壌処理施設として併用する場合であって、知事が正当な理由があるものと認めるときは、この限りでない。

２　汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等をするに当たっては、構造基準を遵守しなければならないものとする。

（汚染土壌処理業の許可申請等）

第27条　汚染土壌処理業者等は、第21条第１項の規定による通知を受けた後、汚染土壌処理施設の設置等に係る第５条第１項各号に規定する申請又は届出をしなければならないものとする。

２　汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、第２条第４項第１号に係る工事の竣功後に、第５条第１項第１号に規定する申請をするものとする。

第４章　汚染土壌処理施設の維持管理

（汚染土壌処理施設の維持管理）

第28条　汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設の維持管理に当たっては、維持管理基準を遵守しなければならないものとする。

２　汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設の維持管理の状況を毎日記録し、当該汚染土壌処理施設の稼働の状況を常に適切に保持しなければならないものとする。

（維持管理状況の報告及び公表）

第29条　汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設維持管理状況報告書（別記第10号様式）により、１月から３月まで、４月から６月まで、７月から９月まで及び10月から12月までの各期間における汚染土壌処理施設の維持管理の状況を当該各期間に属する最終月の

翌月末日までに知事に報告しなければならないものとする。

２　汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設の維持管理に関する情報であって維持管理基準で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないものとする。

（汚染土壌等以外の受入れの禁止）

第30条　汚染土壌処理業者は、汚染土壌及び要措置区域等外の土地の基準不適合土壌（以下「汚染土壌等」という。）以外のものを汚染土壌処理施設へ受入れてはならないものとする。ただし、第４条各号に掲げる施設については、この限りでない。

（汚染土壌等の取扱い）

第31条　汚染土壌処理業者は、汚染土壌等の取扱いに当たっては、法第４章第２節の規定によるもののほか、維持管理基準を遵守するものとする。

（事故時の措置等）

第32条　汚染土壌処理業者は、その設置する当該許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌等又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し又は発散したときは、直ちに、その旨を法第22条第９項の規定により届け出るとともに、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講じ、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を事故時措置報告書（別記第11号様式）により知事に報告しなければならないものとする。

２　汚染土壌処理業者は、前項の届出において知事が事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講ずることを指示したときは、これに従わなければならないものとする。

３　知事は、前項の措置が完了するまでの間、汚染土壌処理施設への汚染土壌等の受入れの停止を指示することができる。

第５章　雑則

（専門的知識を有する者からの意見聴取）

第33条　知事は、第２章に規定する手続又は法第22条第１項に規定する許可若しくは法第23条第１項に規定する変更の許可に当たっては、必要に応じて、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（手続の中断）

第 34 条　知事は、汚染土壌処理業者等が汚染土壌の処理に関し、法及び他の関係法令等に基づく改善命令、改善勧告等を現に受けている場合においては、適切な措置を講ずるまでの間、この要綱に基づく手続を中断することができる。

（書類等の提出先）

第35条　この要綱に基づき知事に提出する書類の提出先は、千葉県環境生活部水質保全課とする。

（書類等の提出部数）

第36条　第５条第１項の規定による事前協議書、同条第２項各号の規定による書類及び図面、第12条に規定する見解書並びに第20条第１項の規定による回答書は、水質保全課長の指示する部数とする。

２　第８条第１項の規定による計画書、第９条第３項、第18条第５項及び第29条第１項の規定による報告書、第11条第１項の規定による意見書並びに第24条第１項の規定による事前協議取下書は、各１部とする。

（適用除外）

第37条　この要綱の規定は、施行令第１０条に規定する市には適用しない。

（委任）

第38条　この要綱の施行に伴い必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

第１条　この要綱は、平成30年10月１日から施行する。

（汚染土壌処理業者等に関する経過措置）

第２条　この要綱の施行の際現に汚染土壌処理業の許可を受けているときは、当該許可の内容で第21条第１項の規定による通知があったものとみなす。

２　この要綱の施行の日前に汚染土壌処理業の許可を受けるためにされた許可の申請であって、この要綱の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないときは、当該許可の申請の内容で第21条第１項の通知があったものとみなす。ただし、この要綱の施行後に当該許可の申請の内容に変更が生じたときは、この要綱の適用を受ける。

附則

（施行期日）

第１条　この要綱は、令和３年３月22日から施行する。

附則

（施行期日）

第１条　この要綱は、令和７年８月１日から施行する。

別表　事前協議書に添付する書類及び図面

1　汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
2　汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面
3　汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
4　埋立処理施設又は自然由来等土壌利用施設にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
5　自然由来等土壌利用施設にあっては、当該施設を廃止した後の土地利用を明らかにする書類
6　汚染土壌の処理工程図
7　協議者が汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地である土地の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有すること）を証する書類
8　埋立処理施設のうち公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第２条第１項の免許又は同法第 42 条第１項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設、又は自然由来等土壌海面埋立利用施設にあっては、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し
9　浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方法並びに排出水及び排出水に係る用水の系統を説明する書類、自然由来等土壌構造物利用施設にあっては排出水及び排出水に係る用水の系統を説明する書類
10　排水口における排出水の水質の測定方法を記載した書類
11　汚染土壌処理施設の周縁の地下水（埋立処理施設のうち公有水面埋立法第２条第１項の免許若しくは同法第 42 条第１項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設又は自然由来等土壌海面埋立施設にあっては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。）の水質の測定方法を記載した書類
12　特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類
13　浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあっては、地下への浸透を防止する方法を記載した書類
14　自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、地下水汚染の防止方法を記載した書類
15　浄化等処理施設、セメント製造施設又は分別等処理施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類
16　埋立処理施設にあっては、災害防止のための計画書及び埋立処理の計画書
17　その他事業計画書の内容を明らかにする書類及び図面
18　生活環境影響調査書

別記第１号様式（第５条第１項関係）

汚染土壌処理施設設置等事前協議書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

協議者　（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第５条第１項の規定により、汚染土壌処理施設の設置等をしたいので、関係書類及び図面を添えて協議します。

事前協議書の名称	
協議者の事務所の所在地	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
汚染土壌処理施設の構造	
汚染土壌処理施設の処理能力	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
汚染土壌の処理の方法	
保管設備の場所及び容量	
生活環境保全措置計画	

備考　　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記第２号様式（第５条第２項第１号関係）

（第１面）

事業計画書

<table>
<tr><td colspan="2">汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地面積</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">建築面積</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">汚染土壌処理施設の立地環境</td></tr>
<tr><td></td><td>特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>周辺地域の生活環境の保全及び学校等の施設に対する配慮</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">最も近い学校等の施設の名称及び当該施設までの距離</td><td>名称</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>距離</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">埋立処理施設に関する立地環境</td></tr>
<tr><td></td><td>最も近い住宅等までの距離</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">最も近い埋立処理施設の名称及び埋立処理施設相互間の距離</td><td>名称</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>距離</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>汚染土壌処理施設に係る事業場周辺の世帯数</td><td colspan="2">50ｍ以内：　　世帯
50ｍ超 100ｍ以内：　　世帯
100ｍ超 200ｍ以内：　　世帯
200ｍ超 300ｍ以内：　　世帯
300ｍ超 500ｍ以内：　　世帯
合計：　　世帯</td></tr>
</table>

関係法令等との調整

自然公園法又は千葉県立自然公園条例に規定する特別地域	有　・　無
自然環境保全法又は千葉県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域の特別地区	有　・　無
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する特別保護地区	有　・　無
首都圏近郊緑地保全法に規定する近郊緑地特別保全地区	有　・　無
都市緑地法に規定する特別緑地保全地区	有　・　無
都市計画法に規定する風致地区	有　・　無
森林法に規定する保安林及び保安林予定森林	有　・　無
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域	有　・　無
砂防法に規定する砂防指定地	有　・　無
地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域	有　・　無
海岸法に規定する海岸保全区域	有　・　無
河川法に規定する河川区域及び河川保全区域	有　・　無
自然公園法又は千葉県立自然公園条例に規定する普通地域	有　・　無
自然環境保全法又は千葉県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域の普通地区	有　・　無
千葉県自然環境保全条例に規定する郷土環境保全地域又は緑地環境保全地域	有　・　無
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	有　・　無
首都圏近郊緑地保全法に規定する近郊緑地保全区域	有　・　無
自然環境保全法に基づく基礎調査の一環として実施した特定植物群落調査により選定した特定植物群落	有　・　無
文化財保護を図る必要のある場所	有　・　無
優良農地として保全を図る必要のある場所	有　・　無
水防法に規定する洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域	有　・　無

手続を要する関係法令等

関係法令等の名称	手続の状況

（第３面）

汚染土壌処理施設の立地要件			
搬入道路			
国道	路線名 交通量　　台／日 幅員　　m		
県道	路線名 交通量　　台／日 幅員　　m		
市町村道	路線名 交通量　　台／日 幅員　　m		
林道	路線名 交通量　　台／日 幅員　　m		
里道	幅員　　m		
私道	幅員　　m		承諾：有　・　無
安全施設等の整備状況			
水路等の管理者等の承諾			
水利権者			承諾：有　・　無
耕作者の団体の名称			承諾：有　・　無
水路等の管理者			承諾：有　・　無
土地所有者の承諾			
自己所有	筆		
賃借権等	筆		
未買収・未契約	筆		
合計	筆		
隣接地の土地所有者等の承諾（埋立処理施設に限る。）			
自己所有	筆		
賃借権等	筆		
未買収・未契約	筆		
合計	筆		
耕作者			承諾：有　・　無

汚染土壌処理施設の構造に関する共通基準	
汚染土壌処理施設の種類	
処理方法に応じた汚染土壌処理施設	
構造耐力上の安全性	
腐食防止措置	
飛散等、地下浸透及び悪臭発散を防止する構造	
飛散等及び悪臭の発散を防止する構造	
地下浸透を防止する構造	
著しい騒音及び振動の発生防止	
排出水処理設備等（排出水を公共用水域に排出する場合）	
排水口における排出水の水質を排出水基準に適合させるために必要な処理設備	
排出水の水質を測定するための設備	
排出水処理設備等（排出水を排除して下水道を使用する場合）	
排水口における排出水の水質を排除基準に適合させるために必要な処理設備	
排出水の水質を測定するための設備	
地下水モニタリング設備	
囲い等	
消火設備	
搬入道路	
洗車設備	
駐車設備	
管理事務所	

浄化等処理施設の構造に関する個別基準	
大気有害物質処理設備	
大気有害物質測定設備	
雨水等集排水設備	
セメント製造施設の構造に関する個別基準	
大気有害物質処理設備	
大気有害物質測定設備	
雨水等集排水設備	
埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の構造に関する個別基準	
地滑り防止工・沈下防止工	
擁壁等	
遮水層が敷設される地盤（基礎地盤）	
遮水層の不織布等による被覆	
地下水集排水設備	
保有水等集排水設備	
調整池	
導水管等の防凍措置	
開渠	
保安距離	
崩壊防止	
切土	
盛土	
小段	
安定検討	
法面保護工	
基準高の設定	
境界杭	
管理通路工	
進入路	
分別等処理施設の構造に関する個別基準	
大気有害物質処理設備	
大気有害物質測定設備	
雨水等集排水設備	
自然由来等土壌利用施設の個別基準	
地下水汚染を防止する措置	
土質改良適用可能性試験結果の妥当性	

汚染土壌処理施設の維持管理に関する共通基準	
飛散等、地下浸透及び悪臭発散を防止する措置	
飛散等及び悪臭の発散を防止する構造	
地下浸透を防止する構造	
著しい騒音及び振動の発生防止措置	
緊急時の対応	
緊急連絡体制等の整備	
緊急対応マニュアル及び教育	
緊急時の措置	
汚染土壌の受入れ	
関連法令及び条例の遵守	
処理方法の遵守	
混合・混載された汚染土壌への対応	
汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に特有の注意点	
処理の期限	
汚染土壌の保管	
施設内移動	
地下浸透の禁止	
公共用水域への排出	
下水道の使用	
地下水の水質測定	
２次管理票の交付	
２次管理票の写しの送付	
搬出届出者への通知	
汚染土壌処理施設の表示	
点検及び機能検査	
点検及び機能検査の記録の保管	
囲い等	
火災の発生の防止	
搬入道路	
管理事務所	
周辺地域への配慮	
維持管理状況の公表	
維持管理状況の公表の期間	
事業内容の公表	

浄化等処理施設の維持管理に関する個別基準	
濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設における確認	
大気有害物質の排出	
施設外への搬出の禁止	
雨水等の流入の防止	
セメント製造施設の維持管理に関する個別基準	
セメントの品質管理	
大気有害物質の排出	
雨水等の流入の防止	
埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の維持管理に関する個別基準	
擁壁等の点検	
遮水工の砂等による被覆	
遮水工の点検	
地下水の管理	
調整池の点検	
導水管等の管理	
開渠の維持管理	
残余の埋立容量の測定	
保有水等集排水設備の管理	
法面の管理	
基準高及び境界杭等の管理	
作業時間	
能力に沿った計画的埋立	
分別等処理施設の維持管理に関する個別基準	
第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の混合の禁止	
大気有害物質の量の測定	
施設外への搬出の禁止	
雨水等の流入の防止	
自然由来等土壌利用施設の個別基準	
地下水汚染を防止する措置	
土質改良を行った土壌の土壌溶出量が改良を行う前の土壌溶出量を超えないこと。	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記第３号様式（第８条第１項関係）

事前協議書説明会計画書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

作成者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第８条第１項の規定により、事前協議書説明会承認を受けたいので、次のとおり提出します。

事前協議書の名称	
事前協議書説明会の開催を予定する日時	
事前協議書説明会の開催を予定する場所の名称及び所在地	
事前協議書説明会の開催を予定する場所の収容人員	
事前協議書説明会の開催を予定する場所までの主な交通手段	
事前協議書説明会の開催を予定する日時及び場所を周知させるための方法	

備考　　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記第４号様式（第９条第３項関係）

事前協議書説明会開催結果報告書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

報告者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第９条第３項の規定により、事前協議書説明会の開催結果の概要について次のとおり報告します。

事前協議書の名称	
事前協議書説明会を開催した日時	
事前協議書説明会を開催した場所の名称及び所在地	
事前協議書説明会への参加者の人数	
事前協議書説明会における質疑応答の概要	

備考　　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記第５号様式（第９条第３項関係）

事前協議書説明会不開催事由報告書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

報告者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

事前協議書説明会を開催しなかったので、千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第９条第３項の規定により、次のとおり報告します。

事前協議書の名称	
事前協議書説明会の開催を予定していた日時	
事前協議書説明会の開催を予定していた場所の名称及び所在地	
事前協議書説明会を開催しなかった事由	

備考　　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記第６号様式（第 12 条関係）

見解書

年　　月　　日

千葉県知事　　様
（市町村長）

作成者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第 12 条の規定により、述べられた意見の概要及びそれに対する見解は、次のとおりです。

事前協議書の名称	

意見書に記載された意見の概要	意見書に記載された意見に対する見解

備考　　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記第７号様式（第 18 条第５項関係）

関係地域住民説明会開催結果等報告書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

報告者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

関係地域住民に汚染土壌の処理に係る事業計画を周知したので、千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第 18 条第５項の規定により、次のとおり報告します。

事前協議書の名称	
事業計画を周知した方法	
事業計画説明会を開催したとき	
開催した日時	
開催した場所の名称及び所在地	
事業計画説明会への参加者の人数	
事業計画の内容を要約した文書等の配布等の方法により周知したとき	
周知の方法	
周知の範囲	
事業計画における質疑応答の概要	

備考　　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記第８号様式（第 20 条第１項関係）

審査指示事項調整済回答書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

回答者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第 20 条第１項の規定により次のとおり回答します。

審査指示の年月日	
事前協議書の名称	
審査指示事項並びに調整及び協議等が終了した結果	

備考　　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記第９号様式（第 24 条第１項関係）

汚染土壌処理施設設置等事前協議取下書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

協議者　（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第 24 条第１項の規定により、協議を取り下げます。

事前協議書の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
事前協議書受付年月日	
取下げの理由	

備考　　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記第 10 号様式（第 29 条第 1 項関係）

汚染土壌処理施設維持管理状況報告書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

報告者　（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第 29 条第 1 項の規定により汚染土壌処理施設の維持管理の状況を次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　第　　号
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
汚染土壌処理施設の処理能力	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
報告に係る期間	年　　月から　　年　　月
排出水の水質測定結果	別紙１－　のとおり
地下水の水質測定結果	別紙２のとおり
大気有害物質及びダイオキシン類の量の測定結果	別紙３のとおり

備考　　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙１－１

排出水の水質測定結果

（排出水を公共用水域に排出する場合）

試料採取場所									
試料採取年月日									
項目		単位	測定値	基準値	項目		単位	測定値	基準値
1	カドミウム及びその化合物	mg/L			23	ベンゼン	mg/L		
2	シアン化合物	mg/L			24	セレン及びその化合物	mg/L		
3	有機燐化合物	mg/L			25	ほう素及びその化合物	mg/L		
4	鉛及びその化合物	mg/L			26	ふっ素及びその化合物	mg/L		
5	六価クロム化合物	mg/L			27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L		
6	砒素及びその化合物	mg/L			28	1,4-ジオキサン	mg/L		
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L			29	水素イオン濃度	―		
8	アルキル水銀化合物	mg/L			30	生物化学的酸素要求量	mg/L		
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L			31	化学的酸素要求量	mg/L		
10	トリクロロエチレン	mg/L			32	浮遊物質量	mg/L		
11	テトラクロロエチレン	mg/L			33	鉱油類含有量	mg/L		
12	ジクロロメタン	mg/L			34	動植物油脂類含有量	mg/L		
13	四塩化炭素	mg/L			35	フェノール類含有量	mg/L		
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L			36	銅含有量	mg/L		
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L			37	亜鉛含有量	mg/L		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L			38	溶解性鉄含有量	mg/L		
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			39	溶解性マンガン含有量	mg/L		
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			40	クロム含有量	mg/L		
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L			41	大腸菌数	CFU/mL		
20	チウラム	mg/L			42	窒素含有量	mg/L		
21	シマジン	mg/L			43	燐含有量	mg/L		
22	チオベンカルブ	mg/L			44	ダイオキシン類	pg-TEQ/L		

備考　測定の頻度については、月１回以上とする。

別紙１－２

排出水の水質測定結果

（排出水を排除して下水道を使用する場合）

試料採取場所									
試料採取年月日									
項目		単位	測定値	基準値	項目		単位	測定値	基準値
1	カドミウム及びその化合物	mg/L			22	チオベンカルブ	mg/L		
2	シアン化合物	mg/L			23	ベンゼン	mg/L		
3	有機燐化合物	mg/L			24	セレン及びその化合物	mg/L		
4	鉛及びその化合物	mg/L			25	ほう素及びその化合物	mg/L		
5	六価クロム化合物	mg/L			26	ふっ素及びその化合物	mg/L		
6	砒素及びその化合物	mg/L			27	1,4-ジオキサン	mg/L		
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L			28	フェノール類含有量	mg/L		
8	アルキル水銀化合物	mg/L			29	銅及びその化合物	mg/L		
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L			30	亜鉛及びその化合物	mg/L		
10	トリクロロエチレン	mg/L			31	鉄及びその化合物（溶解性）	mg/L		
11	テトラクロロエチレン	mg/L			32	マンガン及びその化合物（溶解性）	mg/L		
12	ジクロロメタン	mg/L			33	クロム及びその化合物	mg/L		
13	四塩化炭素	mg/L			34	ダイオキシン類	pg-TEQ/L		
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L			35	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/L		
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L			36	水素イオン濃度	—		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L			37	生物化学的酸素要求量	mg/L		
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			38	浮遊物質量	mg/L		
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			39	鉱油類含有量	mg/L		
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L			40	動植物油脂類含有量	mg/L		
20	チウラム	mg/L			41	窒素含有量	mg/L		
21	シマジン	mg/L			42	燐含有量	mg/L		

備考　測定の頻度については、公共下水道管理者が定める頻度とする。

別紙２

地下水の水質測定結果

試料採取場所									
試料採取年月日									
項目		単位	測定値	基準値	項目		単位	測定値	基準値
1	水素イオン濃度	—			16	水銀及びその化合物	mg/L		
2	塩化物イオン	mg/L			17	アルキル水銀	mg/L		
3	電気伝導率	mg/L			18	セレン及びその化合物	mg/L		
4	カドミウム及びその化合物	mg/L			19	テトラクロロエチレン	mg/L		
5	六価クロム化合物	mg/L			20	チウラム	mg/L		
6	クロロエチレン	mg/L			21	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		
7	シマジン	mg/L			22	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L		
8	シアン化合物	mg/L			23	トリクロロエチレン	mg/L		
9	チオベンカルブ	mg/L			24	鉛及びその化合物	mg/L		
10	四塩化炭素	mg/L			25	砒素及びその化合物	mg/L		
11	1,2-ジクロロエタン	mg/L			26	ふっ素及びその化合物	mg/L		
12	1,1-ジクロロエチレン	mg/L			27	ベンゼン	mg/L		
13	1,2-ジクロロエチレン	mg/L			28	ほう素及びその化合物	mg/L		
14	1,3-ジクロロプロペン	mg/L			29	ポリ塩化ビフェニル	mg/L		
15	ジクロロメタン	mg/L			30	有機燐化合物	mg/L		

備考　測定の頻度については、項目１から３までは月１回以上、それ以外の項目は３月に１回以上（地下水基準に１年間継続して適合している旨の知事の確認を受けたときは１年に１回以上）とする。

別紙３

大気有害物質の量の測定結果

測定場所	
測定年月日	

項目		単位	測定値	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	mg/m^3		
2	塩素	mg/m^3		
3	塩化水素	mg/m^3		
4	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	mg/m^3		
5	鉛及びその化合物	mg/m^3		
6	窒素酸化物	cm^3/m^3		
7	クロロエチレン	mg/m^3		―
8	1,2-ジクロロエタン	mg/m^3		―
9	ジクロロメタン	mg/m^3		―
10	水銀及びその化合物	mg/m^3		―
11	テトラクロロエチレン	mg/m^3		―
12	トリクロロエチレン	mg/m^3		―
13	砒素及びその化合物	mg/m^3		―
14	ベンゼン	mg/m^3		―
15	ポリ塩化ビフェニル	mg/m^3		―
16	ダイオキシン類	$ng\text{-}TEQ/m^3$		―

備考　測定の頻度については、項目１から６までは３月に１回以上（１年間継続して許容限度を超えて大気有害物質を排出していない旨の知事の確認を受けたときは１年に１回以上）、それ以外の項目は１年に１回以上とする。

別記第 11 号様式（第 32 条第 1 項関係）

事故時措置報告書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第 32 条第 1 項の規定により、汚染土壌処理施設において発生した事故の状況及び講じた措置の概要について次のとおり報告します。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
事故が発生した汚染土壌処理施設の種類	
事故発生日時	
事故の状況	
応急措置の内容	

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　事故の状況については、周辺の生活環境の被害の状況等も記載すること。

3　応急措置の内容については、応急措置による改善状況も記載すること。

汚染土壌処理施設の立地に関する基準

平成 30 年８月 27 日制定
令和３年３月 22 日一部改正

第１　趣旨

この基準は、千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第５条第３項の規定により、汚染土壌処理施設の立地に関し、必要な事項を定める。

第２　定義

この基準における用語の定義は、指導要綱第２条に定めるところによるものとする。

第３　立地環境

汚染土壌処理施設設置等事前協議書の提出時において次に掲げる事項を満たすこと。

１　特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準

当該汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地である土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 26 条各号に定める基準のいずれにも該当しないこと。ただし、法第 22 条第１項の許可を受けた汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地である土地にあっては、この限りでない。

２　周辺地域の生活環境の保全及び学校等の施設に対する配慮

汚染土壌の処理に係る事業計画が当該汚染土壌処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び周辺の学校、児童福祉施設、病院、診療所、図書館、老人福祉施設その他これらに類する施設について適正な配慮がなされたものであること。

３　学校等の施設までの距離

学校、児童福祉施設、病院、診療所、図書館、老人福祉施設その他これらに類する施設の敷地境界からの距離は、おおむね 100 メートル以上であること。

４　埋立処理施設及び自然由来等土壌利用施設に関する立地環境

(1) 住宅、店舗その他これらに準ずる建物の敷地境界からの距離は、おおむね 50 メートル以上であること。

(2) 埋立処理施設においては、相互間の距離がおおむね１キロメートル以上であること。ただし、知事が適当と認める場合を除く。

５　関係法令等との調整

(1) 次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。

ア　自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）又は千葉県立自然公園条例（昭和 35 年条例第 15 号）に規定する特別地域

イ　自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）又は千葉県自然環境保全条例（昭和

48 年条例第 1 号）に規定する自然環境保全地域の特別地区
ウ　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に規定する特別保護地区
エ　首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）に規定する近郊緑地特別保全地区
オ　都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に規定する特別緑地保全地区
カ　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に規定する風致地区
キ　森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に規定する保安林及び保安林予定森林
ク　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域
ケ　砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地
コ　地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に規定する地すべり防止区域
サ　海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）に規定する海岸保全区域
シ　河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に規定する河川区域及び河川保全区域

(2) 次に掲げる場所を原則として含まないこと。
ア　自然公園法又は千葉県立自然公園条例に規定する普通地域
イ　自然環境保全法又は千葉県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域の普通地区
ウ　千葉県自然環境保全条例に規定する郷土環境保全地域又は緑地環境保全地域
エ　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
オ　首都圏近郊緑地保全法に規定する近郊緑地保全区域
カ　自然環境保全法に基づく基礎調査の一環として実施した特定植物群落調査により選定した特定植物群落
キ　文化財保護を図る必要のある場所
ク　優良農地として保全を図る必要のある場所
ケ　水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に規定する洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域

(3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法その他必要な関係法令等の規定を遵守できる場所であること。
(4) その他知事が汚染土壌処理施設に係る土地として不適当と認める場所を含まないこと。

第４　立地要件

１　搬入道路

搬入道路の使用に当たっては、次に掲げる事項を満たすこと。
(1) 幅員は、搬入車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の待避所が設けられること。
(2) 搬入道路の選定、拡幅、及び補修並びに安全施設等の整備について関係機関から指導を受けた場合は、これを適切に行えること。
(3) 搬入道路（国又は地方公共団体が管理するものを除く。）の管理者から汚染土壌の

搬入車両の通行について承諾が得られること。

２　水路等の管理者等の承諾

排出水（雨水、湧水等を除く。）を公共用水域に排出する場合は、排水口から下流側おおむね 500 メートル以内の水利権者、耕作者の団体の長並びに河川及び水路等（国及び地方公共団体が管理するものを除く。）の管理者の承諾が得られること。ただし、排出水が雨水、湧水等のみの場合であっても、地域の特性により承諾が必要なことがある。

３　土地所有者の承諾

汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地である土地の使用権原が得られ、かつ、次に掲げる事項について土地所有者の承諾が得られること。

(1) 処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
(2) 汚染土壌の処理の方法
(3) 跡地利用の条件（埋立処理施設に限る。）
(4) その他知事が必要と認める事項

４　隣接地の土地所有者等の承諾

埋立処理施設にあっては、当該施設に係る事業場の敷地境界線を含む土地の地番の隣接地（当該敷地境界線からの距離がおおむね 10 メートル以上離れている場合を除く。）の土地所有者等（農地の場合は耕作者を含む。）から次に掲げる事項について承諾が得られること。

(1) 処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
(2) 汚染土壌の処理の方法
(3) その他知事が必要と認める事項

５　その他

その他汚染土壌処理施設の立地要件に関して知事が必要と認める要件を満たすこと。

附則

１　施行期日

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

附則

１　施行期日

この基準は、令和３年３月22日から施行する。

汚染土壌処理施設の構造に関する基準

平成30年８月27日制定
令和３年３月22日一部改正
令和７年８月１日一部改正

第１　趣旨

この基準は、千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第５条第３項の規定により、汚染土壌処理施設の構造に関し、必要な事項を定める。

第２　定義

この基準における用語の定義は、指導要綱第２条に定めるもの及び次に掲げるものによるものとする。

１　ガイドライン

環境省 水・大気環境局 環境管理課が作成した汚染土壌の処理業に関するガイドラインをいう。

２　技術的留意事項

環境省 水・大気環境局 環境管理課が作成した汚染土壌処理業の許可審査等に関する技術的留意事項をいう。

３　特定有害物質等

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をいう。

４　飛散等

特定有害物質等の飛散、揮散及び流出をいう。

５　公共用水域

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第２条第1項に規定する公共用水域をいう。

６　排出水基準

排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第２条の環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値が同令別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類及び別表第二の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれの表下欄に掲げる許容限度（水質汚濁防止法第３条第３項の規定により排水基準が定められた場合においては、当該排水基準で定める許容限度を含む。）並びにダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第２条第１項第２号に規定する方法により測定した場合における測定値が同令別表第二の下欄に掲げる許容限度（ダイオキシン類対策特別措置法第８条第３項の規定により排出基準が定められた場合においては、当該排出基準で定める許容限度を含む。）をいう。

７　地下水モニタリング設備

汚染土壌処理施設の周縁の地下水の水質を測定するための設備をいう。

８　大気有害物質処理設備

大気有害物質の量が許容限度を超えないようにするために必要な処理設備をいう。

９　第二溶出量基準

土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第９条１項第２号に規定する第二溶出量基準をいう。

10　内陸埋立処理施設

埋立処理施設における処理方法の１つで第二溶出量基準に適合した汚染土壌を内陸に埋め立てる施設をいう。

11　埋立地

汚染土壌を埋立処理する場所をいう。

12　保有水等

埋立物の保有水及び雨水等をいう。

13　判定基準省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）第５条第１項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第６号）をいう。

14　水面埋立処理施設

埋立処理施設における処理方法の１つで判定基準省令に適合した汚染土壌を水面に埋め立てる施設をいう。

15　保有水等集排水設備

保有水等を有効に集め、速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備（水面埋立処理施設については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐きその他の排水設備）をいう。

16　地下水集排水設備

地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備をいう。

17　盛土構造物等

埋立処理施設における処理方法の１つで路盤、堤体等を利用して第二溶出量基準に適合した汚染土壌を封じ込める施設をいう。

18　処理業通知

汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について（平成31年3月1日付け環水大土発1903018号）をいう。

第３　準用規格等

汚染土壌処理施設の設計、施工に当たっては、次の規格等によるものとし、重複する場合は、この基準が優先する。

１　日本産業規格

２　公益社団法人地盤工学会「土質試験法の方法と解説」「地盤調査の方法と解説」

3　公益社団法人全国都市清掃会議「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」
4　国土交通省「河川砂防技術基準」
5　公益社団法人日本道路協会「道路土工要綱」
6　公益社団法人日本下水道協会「下水道施設計画・設計指針と解説」
7　その他関連規格等

第４　共通基準

汚染土壌処理施設の共通基準は、次に掲げるものによること。

１　汚染土壌処理施設の種類

ガイドライン2.2.1(1)及び技術的留意事項1.1によること。

２　処理方法に応じた汚染土壌処理施設

ガイドライン2.2.1(2)及び技術的留意事項1.2によること。

３　構造耐力上の安全性

ガイドライン2.2.1(3)及び技術的留意事項1.3によること。

４　腐食防止措置

ガイドライン2.2.1(4)及び技術的留意事項1.4によること。

５　飛散等、地下浸透及び悪臭発散を防止する構造

ガイドライン2.2.1(5)(6)及び技術的留意事項1.5によるもののほか、汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地境界線における悪臭を悪臭防止法及び当該汚染土壌処理施設に係る事業場を管轄する市町村が制定する悪臭を規制する条例に定める規制基準以下となるよう必要に応じ適切な悪臭発散防止装置を設けること。

６　著しい騒音及び振動の発生防止

ガイドライン2.2.1(8)及び技術的留意事項1.7によるもののほか、汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地境界線における騒音及び振動を騒音規制法及び振動規制法並びに当該汚染土壌処理施設に係る事業場を管轄する市町村が制定する騒音及び振動を規制する条例に定める規制基準以下となるよう必要に応じ適切な防音及び振動防止装置を設けること。

７　排出水処理設備等（排出水を公共用水域に排出する場合）

ガイドライン2.2.1(9)及び技術的留意事項1.8によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 排出水に含まれることが予想される有害物質等を別表第１に掲げる排出水基準に適合させることのできる排出水処理設備及び排出水の水質を測定するための設備を設けること。

(2) 排出先（公共用水域）が確保され、かつ、排出先までは管渠等の構造を有すること。

８　排出水処理設備等（排出水を排除して下水道を使用する場合）

ガイドライン2.2.1(10)及び技術的留意事項1.9によること。

９　地下水モニタリング設備

ガイドライン2.2.1(11)及び技術的留意事項1.10によるもののほか、汚染土壌処理施設の周縁の地下水の水質を測定するために管径が100ミリメートル以上の観測井を

設置すること。

10　囲い等

(1) 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲には、みだりに人が当該事業場に立ち入ることができない囲いが設けられていること。

(2) 囲いは、原則として汚染土壌処理施設に係る事業場の全周囲に設けられていること。ただし、自然由来等土壌利用施設にあっては、工事施工単位区間ごとに囲いを設置すること。

(3) 囲いの構造等は、原則として、別表第２の１の項の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧等により容易に転倒、破壊されないものとすること。ただし、周囲の状況等によっては、別表第２の２の項の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとすることができる。

(4) 出入口は、原則として一箇所とし、門扉は前記(3)の構造を有し、施錠できること。

11　消火設備

火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。

12　搬入道路

(1) 既存の道路を使用する場合は、必要に応じ、道路の拡幅又は待避所等の設置により大型車両の通行に支障のないものとすること。

(2) 搬入道路を新設する場合は、原則として幅員5.5メートル以上とし、アスファルト又はセメントコンクリートにより舗装すること。

13　洗車設備

必要に応じ、タイヤに付着した泥等を洗い落とすことができる設備があること。

14　駐車設備

必要に応じ、汚染土壌処理施設に係る事業場内に十分な広さを有する汚染土壌を運搬する車両及び自家用車等の駐車場を設けること。

15　管理事務所

(1) 汚染土壌処理施設の設置及び維持管理を行うために、管理事務所を設置すること。

(2) 設置場所は、原則として、汚染土壌処理施設に係る事業場内であること。

第５　個別基準

１　浄化等処理施設の個別基準

技術的留意事項2.1から2.9までによるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 大気有害物質処理設備等

ガイドライン2.2.1(12)及び技術的留意事項1.11によるもののほか、次に掲げる条件を満たす大気有害物質処理設備等を設けること。

ア　水銀を受け入れる場合にあっては、排出口における水銀濃度の上限値が、標準状態において１立方メートル当たり0.05ミリグラムまでとなること。（処理方法が熱脱着、熱分解及び溶融の場合に限る。）

イ　排出口におけるダイオキシン類濃度の上限値が、標準状態において１立方メートル当たりの毒性等量が0.1ナノグラムとなること。（処理方法が熱脱着、熱分解及び溶融の場合に限る。）

ウ　ポリ塩化ビフェニルを受け入れる場合にあっては、排出口におけるポリ塩化ビフェニル濃度の上限値が、標準状態において１立方メートル当たり0.15ミリグラムとなること。（処理方法が熱脱着、熱分解及び溶融の場合に限る。）

エ　大気有害物質測定設備として、排気を採取するための採取口（処理設備の煙道や、保管設備の排気口などをいう。以下同じ。）及び足場等を設けること。

(2) 雨水等集排水設備

ア　汚染土壌処理施設に係る事業場内へ外部の雨水等が流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。

イ　汚染土壌処理施設に係る事業場を設置することにより、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを有効に集め、速やかに排水することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備を設けること。

２　セメント製造施設の個別基準

技術的留意事項2.10によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 大気有害物質処理設備等

ガイドライン2.2.1(12)及び技術的留意事項1.11によるもののほか、次に掲げる条件を満たす大気有害物質処理設備等を設けること。

ア　水銀を受け入れる場合にあっては、排出口における水銀濃度の上限値が、標準状態において１立方メートル当たり0.05ミリグラム（指導要綱第４条第２号に規定する産業廃棄物の焼却施設であってセメント製造施設と併用する場合にあっては、0.03ミリグラム）までとなること。

イ　排出口におけるダイオキシン類濃度の上限値が、標準状態において１立方メートル当たりの毒性等量が0.1ナノグラムとなること。

ウ　ポリ塩化ビフェニルを受け入れる場合にあっては、排出口におけるポリ塩化ビフェニル濃度の上限値が、標準状態において１立方メートル当たり0.15ミリグラムとなること。

エ　大気有害物質測定設備として、排気を採取するための採取口及び足場等を設けること。

(2) 雨水等集排水設備

ア　汚染土壌処理施設に係る事業場内へ外部の雨水等が流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。

イ　汚染土壌処理施設に係る事業場を設置することにより、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを有効に集め、速やかに排水することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備を設けること。

３　埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の個別基準

技術的留意事項2.11によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 地滑り防止工・沈下防止工

ア　地盤の滑りを防止し、又は事業場に設けられる設備の沈下を防止する必要が

ある場合においては、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。

イ　現地調査及び地質・土質調査等により地滑り防止工法及び沈下防止工法を決定すること。

(2) 擁壁等

埋め立てる汚染土壌の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備であって、次の要件を備えたものが設けられていること。

ア　自重、積載荷重その他の荷重、地震及び温度変化に対して構造耐力上安全であること。

イ　埋め立てる汚染土壌、地表水及び地下水の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

(3) 遮水層が敷設される地盤（基礎地盤）

基礎地盤は、埋め立てる汚染土壌の荷重その他予想される負荷による遮水層の損傷を防止するために必要な強度を有し、かつ、遮水層の損傷を防止することができる平らな状態であること。

(4) 遮水層の不織布等による被覆

遮水層の表面を、日射によるその劣化を防止するために必要な遮光の効力を有する不織布又はこれと同等以上の遮光の効力及び耐久力を有する物で覆うこと。ただし、日射による遮水層の劣化のおそれがあると認められない場合には、この限りでない。

(5) 地下水集排水設備

ア　地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には、地下水集排水設備を設けること。

イ　地下水集排水設備で集排水された地下水は、他の排水と分離し、一時貯留できる設備を設置すること。

(6) 保有水等集排水設備

ア　埋立地には、保有水等集排水設備を設けること。

イ　保有水等集排水設備は、処理流量及び集排水能力により決定するものとし、浸出液が局部的にも滞水することなく、速やかに集排水できる構造と配置を有すること。また、使用期間と維持管理方法を考慮した十分な耐久性を有し、維持補修し易い構造と配置を有すること。

ウ　保有水等集排水設備には、維持管理作業や修繕・改善工事のための管理設備を適宜配置すること。なお、管理設備は、十分な強度及び耐食性を考慮した構造とするとともに、坑内作業に応じて作業員の安全のため十分な内空寸法を確保すること。

(7) 調整池

保有水等集排水設備により集められ、排出水処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。

(8) 導水管等の防凍措置

排出水処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させる

ために設けられている導水管又は当該排出水処理設備の配管の凍結による損壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置が講じられていること。

(9) 開渠

埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。

(10) 保安距離

ア　隣接地が農地、林地等又は公道（道路、水路）の場合

埋立地は、事業場境界線より内側に、水平距離で2.0メートル以上の保安距離を保つこと。

イ　隣接地がその他の場合

埋立地は、その他の物件が破壊又は崩壊等することのないよう十分な保安距離を保つこと。

ウ　えん堤の場合は法尻より、擁壁等の場合は基礎部より、それぞれ事業場の境界線まで、ア及びイの保安距離を保つこと。

(11) 崩壊防止

ア　切土

(ｱ) 切土の設計は、土質状況、湧水、周辺環境、経時変化等を考慮した法面保護工を含め総合的に設計するとともに、状況変化に留意しながら施工すること。

(ｲ) 土質が異なる場合は、安全側の勾配を採用し、単一切土断面とすること。

(ｳ) 切土法面は、含水状態の変化や経時変化等の強度低下を考慮し検討すること。

(ｴ) 降雨の浸入や浸食を防止するため、排水設備を適切に設けること。

イ　盛土（土えん堤）

(ｱ) 盛土部は、地山の伐開及び除根等を行い、現地盤と盛土の密着を図ること。

(ｲ) 地山が斜面の場合は段切を施し、盛土施工は使用する盛土材料、施工方法及び施工管理方法を検討し、十分敷きならし、締め固めを確認しながら施工すること。

(ｳ) 盛土材料、盛土高及び勾配は、所要の安定性を確保できるよう施工方法及び施工管理方法等考慮し設計するとともに、沈下や変形に留意し施工すること。

(ｴ) 土えん堤の場合は、堤頂幅は3.0メートル以上とすること。

(ｵ) 盛土材料は、原則として同一土質とすること。

(ｶ) 遮水工を施工する場合は、遮水工に変形を生じないよう施工性も考慮し設計するとともに、状況変化に留意しながら施工すること。

(ｷ) 土えん堤の埋立地外側の盛土法面は、降雨や地震による法面表層部の浸食や崩落の対策として、法面保護工、法覆工、排水設備を適切に設けること。

(ｸ) 盛土法面に植生を行う場合、中低木の場合は50センチメートル以上、高木の場合は100センチメートル以上の覆土を行い、覆土部に植栽すること。

(ｹ) 降雨の浸入や浸食を防止するため、排水設備を適切に設けること。

ウ　小段

(ｱ) 切土の場合

ａ　同一土質からなる場合は、土質・岩質・法面の規模に応じて、原則として切土直高5.0メートルごとに、水平距離1.0メートル以上の小段を設けること。

ｂ　土質が異なる場合は、湧水等を考慮して、その境界などにあわせて切土直高5.0メートルごとに水平距離1.0メートル以上の小段を設けること。

(ｲ) 盛土の場合

原則として、盛土直高5.0メートルごとに水平距離1.0メートル以上の小段を設けること。

エ　安定検討

基礎地盤、土質、地下水、湧水、周辺環境、施工方法等を考慮し、地盤の沈下等について総合的に安定検討すること。

オ　法面保護工

(ｱ) 埋立地以外の土地の形質の変更により生ずる法面の崩壊を防止するために、必要に応じ、別表第３に掲げる工種により適切な法面保護工を施すこと。

(ｲ) 植生工を採用する場合は、生育に必要な衣土及び肥料を施すこと。

(ｳ) 必要に応じ小段排水溝、縦排水溝を設けること。

(12) 基準高の設定

ア　計画地周辺に、基準高（仮ＢＭ）を２箇所以上設定し、埋立地の構造及び汚染土壌の埋立高さが常に判別できるようにすること。

イ　基準高の設定は、沈下等変位のない構造又は位置であること。

ウ　埋立地内の法面等に、汚染土壌の天端高を表示すること。

(13) 境界杭

ア　汚染土壌処理施設に係る事業場の境界線には、図の境界杭を設置して境界を明確にすること。ただし、指導要綱第４条第１号又は第３号に規定する最終処分場と併用する埋立処理施設である場合は、この限りでない。

イ　境界杭は、原則としてすべての変化点に設置すること。

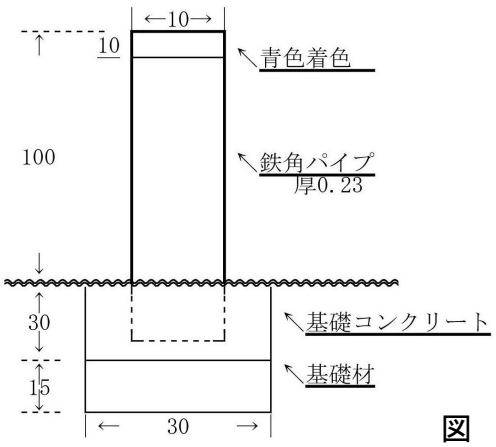

注１　寸法の単位はｃｍとする。

２　塗装は下地を白色、文字は黒色とする。

３　鉄角パイプには「埋立処理施設境界杭」と表示すること。

図　境界杭

(14) 管理通路工

ア　主えん堤及び小えん堤には、維持、修繕及び管理のための管理通路を設けること。

イ　小えん堤は、原則高さ20メートルごとに管理通路を設けること。

ウ　管理通路の幅員は、3.0メートル以上とし、えん堤天端幅以下の適切な値とする。

エ　管理通路の構造は、降雨が浸入しない構造とする。

(15) 進入路

埋立地内の進入路は、原則として幅員3.0メートル以上とすること。

4　埋立処理施設（水面埋立処理施設）の個別基準

技術的留意事項2.12によること。

5　埋立処理施設（盛土構造物等）の個別基準

技術的留意事項2.13によること。

6　分別等処理施設の個別基準

技術的留意事項2.14及び2.15によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 大気有害物質処理設備等

ガイドライン2.2.1(12)及び技術的留意事項1.11によるもののほか、排出口及び大気有害物質処理設備を設けている場合、大気有害物質処理設備が適切に機能しているか確認するために、大気有害物質の測定を行うことができる大気有害物質測定設備（排気を採取するための採取口及び足場等）を設けること。

(2) 雨水等集排水設備

ア　汚染土壌処理施設に係る事業場内へ外部の雨水等が流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。

イ　汚染土壌処理施設に係る事業場を設置することにより、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを有効に集め、速やかに排水することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備を設けること。

7　自然由来等土壌利用施設の個別基準

次に掲げるものによること。

(1) 地下水汚染を防止する措置

ガイドライン2.2.1(7)及び処理業通知記の第１の２(3)⑦によること。

(2) 土質改良適用可能性試験結果の妥当性

ガイドライン2.2.1(13)及び処理業通知記の第１の２(3)⑬によること。

附則

1　施行期日

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

附則

1　施行期日

この基準は、令和３年３月22日から施行する。

附則

１　施行期日

この基準は、令和７年８月１日から施行する。

別表第１　排出水基準

項　　目		排出水基準
1	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L
2	シアン化合物	不検出
3	有機燐化合物	不検出
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L
5	六価クロム化合物	0.05 mg/L
6	砒素及びその化合物	0.05 mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L
8	アルキル水銀化合物	不検出
9	ポリ塩化ビフェニル	不検出
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L
13	四塩化炭素	0.02 mg/L
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
20	チウラム	0.06 mg/L
21	シマジン	0.03 mg/L
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L
23	ベンゼン	0.1 mg/L
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
25	ほう素及びその化合物	海域 230 mg/L　海域以外 10 mg/L
26	ふっ素及びその化合物	海域　　15 mg/L（10 mg/L）　※１ 海域以外 8 mg/L
27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
29	水素イオン濃度	海域 5.0～9.0　海域以外 5.8～8.6

項　　目		排出水基準
30	生物化学的酸素要求量　※ 2	20 mg/L（10 mg/L）　※ 4
31	化学的酸素要求量　※ 3	20 mg/L（10 mg/L）　※ 4
32	浮遊物質量	40 mg/L（20 mg/L）　※ 4
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	3 mg/L（2 mg/L）　※ 4
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	5 mg/L（3 mg/L）　※ 4
35	フェノール類含有量	0.5 mg/L
36	銅含有量	1 mg/L
37	亜鉛含有量	1 mg/L
38	溶解性鉄含有量	5 mg/L（1 mg/L）　※ 4
39	溶解性マンガン含有量	5 mg/L（1 mg/L）　※ 4
40	クロム含有量	0.5 mg/L
41	大腸菌数	800 CFU/mL
42	窒素含有量　※ 5	120 mg/L《日間平均 60 mg/L》※ 6
43	燐含有量　※ 5	16 mg/L《日間平均 8 mg/L》※ 6
44	ダイオキシン類　※ 7	10 pg-TEQ/L

検定方法については、1から43までの項目は「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年　環境庁告示64号）」、44の項目はダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年　総理府令第67号）第２条第１項第２号によること。

※ 1　（ ）内の数値は、排水量 30 ㎥/日以上の場合の基準値。

※ 2　生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。

※ 3　化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。

※ 4　（ ）内の数値は、排水量 500 ㎥/日以上の場合の基準値。

※ 5　日間平均による許容限度は、１日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※ 6　《 》内の数値は、東京湾に排出する場合にあわせて適用。

※ 7　ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第２条第１項に規定するダイオキシン類をいう。

別表第２　囲いの基準

	高さ	規格・材質
１	地盤面より1.8m以上	波形亜鉛引鉄板又はネットフェンス　※
２		・有刺鉄線（１種）#14　径2.0㎜以上 ・杭間隔は2.0m以内 ・張り間隔は、0.3m以下の6本張り以上

※　波形亜鉛引鉄板については、概ね10ｍごとに１箇所（幅1.0m程度）のネットフェンス等を設置し、風抜きの機能を持たせるとともに、外側から汚染土壌処理施設に係る事業場内が見えるようにすること。

別表第３　法面保護工の主な工種と目的

分類	工種		目的
のり面緑化工（植生工）	播種工	種子散布工 客土吹付工 植生基材吹付工（厚層基材吹付工） 植生シート工 植生マット工	浸食防止、凍上崩落抑制、植生による早期全面被覆
		植生筋工	盛土で植生を筋状に成立させることによる浸食防止、植物の侵入・定着の促進
		植生土のう工 植生基材注入工	植生基盤の設置による植物の早期育成厚い生育基盤の長期間安定を確保
	植栽工	張芝工	芝の全面張り付けによる浸食防止、植物の侵入・定着の促進
		筋芝工	盛土で芝の筋状張り付けによる浸食防止、植物の侵入・定着の促進
		植栽工	樹木や草花による良好な景観の形成
	苗木設置吹付工		早期全面被覆と樹木等の育成による良好な景観の形成
構造物工		金網張工 繊維ネット張工	生育基盤の保持や流下水による法面表層部のはく落の防止
		柵工 じゃかご工	法面表層部の浸食や湧水による土砂流出の抑制
		プレキャスト枠工	中詰の保持と浸食防止
		モルタル・コンクリート吹付工 石張工 ブロック張工	風化、浸食、表流水の浸食防止
		コンクリート張工 吹付枠工 現場打ちコンクリート枠工	法面表層部の崩落防止、多少の土圧を受けるおそれのある箇所の土留め、岩盤はく落防止
		石積、ブロック積擁壁工 かご工 井桁組擁壁工 コンクリート擁壁工 連続長繊維補強土工	ある程度の土圧に対抗して崩壊を防止
		地山補強土工 グラウンドアンカー工 杭工	すべり土塊の滑動力に対抗して崩壊を防止

社団法人日本道路協会（2009）『道路土工　切土工・斜面安定工指針（平成21年度版）』

汚染土壌処理施設の維持管理に関する基準

平成30年８月27日制定
令和３年３月22日一部改正
令和７年８月１日一部改正

第１　趣旨

この基準は、千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第５条第３項の規定により、汚染土壌処理施設の適正な維持管理に関し、必要な事項を定める。

第２　定義

この基準における用語の定義は、指導要綱第２条に定めるもの及び次に掲げるものによるものとする。

１　特定有害物質等

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をいう。

２　飛散等

特定有害物質等の飛散、揮散及び流出をいう。

３　ガイドライン

環境省 水・大気環境局 環境管理課が作成した汚染土壌の処理業に関するガイドラインをいう。

４　公共用水域

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第２条第1項に規定する公共用水域をいう。

５　排出水基準

排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第２条の環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値が同令別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類及び別表第二の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれの表下欄に掲げる許容限度（水質汚濁防止法第３条第３項の規定により排水基準が定められた場合においては、当該排水基準で定める許容限度を含む。）並びにダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第２条第１項第２号に規定する方法により測定した場合における測定値が同令別表第二の下欄に掲げる許容限度（ダイオキシン類対策特別措置法第８条第３項の規定により排出基準が定められた場合においては、当該排出基準で定める許容限度を含む。）をいう。

６　排除基準

下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第９条の４第１項各号に掲げる物質についてそれぞれ当該各号に定める基準（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の２第３項の規定により同令第９条の５第１項各号に掲げる項目に関して水質の基準が定められている場合においては、当該水質の基準を含む。）をいう。

７　地下水基準

土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第29号。以下「規則」という。）第７条第１項に規定する地下水基準をいう。

８　再処理汚染土壌処理施設

汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「処理業省令」という。）第２条第２項第22号に規定する再処理汚染土壌処理施設をいう。

９　２次運搬

処理業省令第５条第17号ロの規定により、汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設において処理した後の汚染土壌を許可申請時の申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に運搬するとき又は同令第13条第１項第１号の規定により、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌を処理の委託の目的で運搬するときをいう。

10　２次管理票

２次運搬時に使用する処理業省令第５条第18号に定める管理票をいう。

11　技術的留意事項

環境省 水・大気環境局 環境管理課が作成した汚染土壌処理業の許可審査等に関する技術的留意事項をいう。

12　浄化等済土壌

処理業省令第５条第17号イに規定する浄化等済土壌をいう。

13　第二溶出量基準

規則第９条１項第２号に規定する第二溶出量基準をいう。

14　汚染土壌等

汚染土壌及び要措置区域等外の土地の基準不適合土壌をいう。

15　内陸埋立処理施設

埋立処理施設における処理方法の１つで第二溶出量基準に適合した汚染土壌を内陸に埋め立てる施設をいう。

16　地下水集排水設備

地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備をいう。

17　埋立地

汚染土壌を埋立処理する場所をいう。

18　保有水等

埋立物の保有水及び雨水等をいう。

19　判定基準省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）第５条第１項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第６号）をいう。

20　水面埋立処理施設

埋立処理施設における処理方法の１つで判定基準省令に適合した汚染土壌を水面に埋め立てる施設をいう。

21　保有水等集排水設備

保有水等を有効に集め、速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備（水面埋立処理施設については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐きその他の排水設備）をいう。

22　盛土構造物等

埋立処理施設における処理方法の１つで路盤、堤体等を利用して第二溶出量基準に適合した汚染土壌を封じ込める施設をいう。

第３　共通基準

汚染土壌処理施設の共通基準は、次に掲げるものによること。

１　飛散等、地下浸透及び悪臭発散を防止する措置

ガイドライン2.2.6(1)及び(2)によること。

２　著しい騒音及び振動の発生防止措置

ガイドライン2.2.6(4)によること。

３　緊急時の対応

ガイドライン2.2.6(5)によること。

４　汚染土壌の受入れ

ガイドライン2.2.6(6)によること。

５　関係法令及び条例の遵守

ガイドライン2.2.6(8)によること。

６　処理方法の遵守

ガイドライン2.2.6(9)1)及び2)によること。

７　処理の期限

ガイドライン2.2.6(12)によること。

８　汚染土壌の保管

ガイドライン2.2.6(13)によること。

９　施設内移動

ガイドライン2.2.6(14)によること。

10　地下浸透の禁止

ガイドライン2.2.6(15)によること。

11　公共用水域への排出

ガイドライン2.2.6(16)によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 排出水の水質は、別表第１に掲げる排出水基準に適合するよう維持管理するとともに、月１回以上（ダイオキシン類にあっては、年１回以上）水質の測定を実施し、かつ、記録すること。

(2) 排出水処理設備の機能の状態を月１回以上点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

12　下水道の使用

ガイドライン2.2.6(17)によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 排出水の水質は、公共下水道管理者が定める排除基準に適合するよう維持管理す

るとともに、当該公共下水道管理者が定める頻度により水質の測定を実施し、かつ、記録すること。

(2) 排出水処理設備の機能の状態を月１回以上点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

13　地下水の水質測定

ガイドライン2.2.6(18)によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 地下水の水質の測定は、別表第２に掲げる項目のうち１から３までは１月に１回以上、４から30までは３月に１回以上（ただし、測定した地下水の水質が地下水基準に１年間継続して適合している旨の知事の確認を受けたときは１年に１回以上）実施し、かつ、記録すること。

(2) 地下水の水質の測定は、汚染土壌の処理開始前に別表第２の全ての項目について１回以上実施し、かつ、記録すること。また、当該記録は、法第27条第１項に規定する措置が完了するまでの間保存すること。

(3) 上記(1)の規定による水質の測定結果のうち、塩化物イオンの濃度又は電気伝導率に異状が認められた場合には、直ちに汚染土壌の受入れを中止するとともに、別表第２に掲げる全ての項目について水質の測定を実施し、かつ、記録すること。

(4) 上記(1)から(3)までの規定による地下水の水質の測定の結果、水質の悪化（その原因が汚染土壌以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

14　２次管理票の交付

ガイドライン2.2.6(21)によること。

15　２次管理票の写しの送付

ガイドライン2.2.6(22)によること。

16　搬出届出者への通知

ガイドライン2.2.6(23)によること。

17　汚染土壌処理施設の表示

ガイドライン2.2.6(24)によること。

18　点検及び機能検査

ガイドライン2.2.6(25)によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 汚染土壌処理施設の正常な機能の維持をするため、当該汚染土壌処理施設に係る日常点検の結果及び稼働状況を記録し、稼働の状況を常に適切に保持すること。

(2) 機能検査では、各機器の作動状況、摩耗状況並びに劣化及び破損の有無等を確認すること。

(3) 地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行い、飛散等のおそれがある場合は、必要な措置を講ずること。

19　点検及び機能検査の記録の保管

ガイドライン2.2.6(26)によるもののほか、汚染土壌処理施設の各機器の点検及び機能検査の日時、点検項目等が記載できる記録様式を作成し、その様式に従って点検及び機能検査を行うとともに、機器の修理、交換等を行った場合は、その報告書を保存すること。

20　囲い等

(1) 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の囲いは、みだりに人が当該事業場に立ち入らないよう整備しておくこと。

(2) 囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修すること。

(3) 門扉は作業終了後に閉鎖し、施錠すること。

21　火災の発生の防止

消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるよう点検整備を行うこと。

22　搬入道路

(1) 搬入道路が通学路として使用されている場合その他交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。

(2) 搬入道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修等を行うこと。

23　管理事務所

(1) 管理事務所内の見やすい位置に汚染土壌処理業許可証又はその写し及び汚染土壌処理施設の構造を明らかにする図面を掲示しておくこと。

(2) 知事に提出した汚染土壌処理業に関する書類、上記19の規定による点検及び機能検査の記録並び土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第８項の規定による汚染土壌の処理に関する記録を備え置くこと。

24　周辺地域への配慮

汚染土壌処理施設に係る事業場の維持管理に当たっては、周辺住民との調和が図れるよう、当該事業場の周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図り、当該事業場に係る周辺地域の生活環境の保全に配慮すること。

25　維持管理状況の公表

汚染土壌処理施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

(1) 上記 11(1)及び 12(1)の規定による水質の測定に関する次に掲げる事項

ア　当該水質の測定に係る排出水を採取した場所

イ　当該水質の測定に係る排出水を採取した年月日

ウ　当該水質の測定の結果の得られた年月日

エ　当該水質の測定の結果

(2) 上記 11(2)及び 12(2)の規定による点検に関する事項

ア　当該点検を行った年月日及びその結果

イ　当該点検の結果、排出水処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

(3) 上記 13(1)から(3)までの規定による水質の測定に関する次に掲げる事項

ア　当該水質の測定に係る地下水を採取した場所

イ　当該水質の測定に係る地下水を採取した年月日

ウ　当該水質の測定の結果の得られた年月日

エ　当該水質の測定の結果

(4) 上記 13(4)の規定による措置に関する次に掲げる事項

ア　当該措置を講じた年月日

イ　当該措置の内容

26　維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起算して３年を経過する日までの間、行うこと。

(1) 前記25(1)及び(3)に掲げる事項　当該水質の測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

(2) 前記25(2)に掲げる事項　当該点検を行った日の属する月の翌月の末日

(3) 前記25(4)に掲げる事項　当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

27　事業内容の公表

汚染土壌処理業に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

(1) 汚染土壌処理業者の情報

ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　事務所の所在地

(2) 汚染土壌処理施設の情報

ア　汚染土壌処理施設に係る事業場の名称

イ　汚染土壌処理施設の所在地

ウ　汚染土壌処理施設の種類及び処理方法

エ　処理能力（処理方法ごと）

オ　処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（処理方法ごと）

カ　許可番号及び許可取得年月日

キ　処理前土壌の保管可能容量

ク　処理後土壌の保管可能容量

ケ　再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理方法

(3) 技術的能力に関する情報

ア　運転維持管理担当者数

イ　大気関係公害防止担当者数

ウ　水質関係公害防止担当者数

エ　ダイオキシン類関係公害防止担当者数

第４　個別基準

１　浄化等処理施設の個別基準

技術的留意事項2.1から2.9までによるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設における確認

ガイドライン 2.2.6(9)3)によるもののほか、処理することができる汚染土壌の濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設のうち次に掲げる処理方法においては、処理の実績から勘案して、特定有害物質による汚染状態が高い汚染土壌を受け入れた場合、排出水が排出水基準又は排除基準を、排ガスが許容限度を満足してい

ることを確認すること。

ア　浄化（抽出－洗浄処理）　排出水、排ガス（局所排気設備が設けられている場合）

イ　浄化（抽出－化学脱着）　排ガス

ウ　浄化（抽出－熱脱着）　排ガス

エ　浄化（分解－熱分解）　排ガス

オ　浄化（分解－化学処理）　排ガス

カ　浄化（分解－生物処理）　排ガス

キ　溶融　排ガス

ク　不溶化　排ガス

(2) 大気有害物質の排出

ガイドライン 2.2.6(19)によるもののほか、排出口における別表第３に掲げる測定項目のうち、１から６までの大気有害物質の量を３月に１回以上、７から 16 までの大気有害物質（ダイオキシン類にあっては、汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。）の量を年１回以上測定し、かつ、記録すること。

(3) 施設外への搬出の禁止

ガイドライン2.2.6(20)によるもののほか、浄化又は溶融が行われた汚染土壌であって、規則第59条第３項に規定する方法による調査の実施については、計量証明事業者が実施すること。

(4) 雨水等の流入の防止

汚染土壌処理施設の構造に関する基準（以下「構造基準」という。）第５の１(2)アの規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するため、当該設備に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

(5) 維持管理状況の公表

浄化等処理施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

ア　処理実績の情報（処理方法ごと及び汚染土壌等ごと）であって次に掲げる事項

(ｱ) 汚染土壌等の各月ごとの受入量

(ｲ) 浄化等済土壌の各月ごとの量及びその利用用途

(ｳ) 各月ごとの再処理汚染土壌処理施設への搬出量

(ｴ) 年度末における処理前土壌の保管量

(ｵ) 年度末における処理後土壌の保管量

イ　上記(1)の規定による確認に関する次に掲げる事項

(ｱ) 当該確認に係る排出水及び排ガスを採取した位置

(ｲ) 当該確認に係る排出水及び排ガスを採取した年月日

(ｳ) 当該確認の結果の得られた年月日

(ｴ) 当該確認の結果

ウ　上記(2)の規定による大気有害物質の量の測定に関する次に掲げる事項

(ｱ) 当該測定に係る排ガスを採取した位置

(ｲ) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日

(ｳ) 当該測定の結果の得られた年月日
(ｴ) 当該測定の結果

(6) 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起算して３年を経過する日までの間、行うこと。

ア　前記(5)ア(ｱ)から(ｳ)までに掲げる事項　翌月の末日

イ　前記(5)ア(ｴ)及び(ｵ)に掲げる事項　翌年度の４月末日

ウ　前記(5)イ及びウに掲げる事項　当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

２　セメント製造施設の個別基準

技術的留意事項2.10によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) セメントの品質管理

ガイドライン2.2.6(10)によること。

(2) 大気有害物質の排出

ガイドライン 2.2.6(19)によるもののほか、排出口における別表第３に掲げる測定項目のうち、１から６までの大気有害物質の量を３月に１回以上、７から 16 までの大気有害物質（ダイオキシン類にあっては、汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。）の量を年１回以上測定し、かつ、記録すること。

(3) 雨水等の流入の防止

構造基準第５の２(2)アの規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するため、当該設備に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

(4) 維持管理状況の公表

セメント製造施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

ア　処理実績の情報（処理方法ごと及び汚染土壌等ごと）であって次に掲げる事項
(ｱ) 汚染土壌等の各月ごとの受入量
(ｲ) 年度末における処理前土壌の保管量

イ　上記(2)の規定による大気有害物質の量の測定に関する次に掲げる事項
(ｱ) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
(ｲ) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
(ｳ) 当該測定の結果の得られた年月日
(ｴ) 当該測定の結果

(5) 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起算して３年を経過する日までの間、行うこと。

ア　前記(4)ア(ｱ)に掲げる事項　翌月の末日

イ　前記(4)ア(ｲ)に掲げる事項　翌年度の４月末日

ウ　前記(4)イに掲げる事項　当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

３　埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の個別基準

技術的留意事項2.11によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 擁壁等の点検

ア　構造基準第５の３(2)の規定により設けられた擁壁、えん堤その他の設備を月１回以上点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

イ　地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行うこと。

(2) 遮水工の砂等による被覆

ア　埋め立てる汚染土壌の荷重その他予想される負荷により、構造基準第４の５の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、汚染土壌を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。

イ　被覆に用いる物の材料は、原則として砂等の粒径の小さいものを用いることとし、厚さを50センチメートル以上とすることを目安とすること。

ウ　遮水工が急傾斜面に設けられ、これを砂で覆うことが難しい場合には、遮水工の損傷を防ぐことができる十分な厚さと強度を有する不織布等を用いても差し支えないこと。

(3) 遮水工の点検

ア　構造基準第４の５の規定により設けられた遮水工を月１回以上点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。

イ　地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行うこと。

(4) 地下水の管理

構造基準第５の３(5)の規定により地下水集排水設備が設けられている場合は、地下水の状態を常に監視し、異状を認めた場合は速やかに地下水の水質の測定を行い、必要な措置を講ずること。

(5) 調整池の点検

ア　構造基準第５の３(7)の規定により設けられた調整池を月１回以上点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

イ　目視により調整池の亀裂や漏水等の有無の点検を行い、異状が認められた場合には、速やかに補修、復旧を行うこと。

(6) 導水管等の管理

構造基準第５の３(8)の規定により講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

(7) 開渠の維持管理

構造基準第５の３(9)の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該施設により埋立地の外に汚染土壌が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

(8) 残余の埋立容量の測定

ア　残余の埋立容量について年１回以上測定し、かつ、記録すること。

イ　残余の埋立容量の算定方法については、環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課が作成した最終処分場残余容量算定マニュアルに準ずること。

(9) 保有水等集排水設備の管理

ア　埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処理を行う埋立地については、埋立処理を行おうとする区画）に滞留している水は、当該埋立地又は区画における埋立処理の開始前に排除すること。

イ　集排水機能の維持管理のため、降雨量、保有水位及び排水量を測定し、かつ、記録すること。

(10) 法面の管理

ア　法面の植生保護のため、施肥等を行うこと。

イ　法面に小段排水溝、縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう点検を行うこと。

(11) 基準高及び境界杭等の管理

基準高及び境界杭等の表示設備は、常に判別できる状態に保つこと。

(12) 作業時間

時間を定めて作業を行うこととし、原則として、早朝、深夜の埋立作業、車両の出入り等は行わないこと。

(13) 能力に沿った計画的埋立

ア　搬入された汚染土壌の即時締め固め、整地及び必要な覆土等の作業に支障を及ぼさないよう計画的に埋立てするものとし、汚染土壌の山積み保管をしないこと。

イ　埋立てに当たっては、汚染土壌の厚さ等を表示する丁張り等を利用し、計画的に行うこと。

(14) 維持管理状況の公表

埋立処理施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

ア　処理実績の情報（処理方法ごと及び汚染土壌等ごと）であって次に掲げる事項

(ｱ) 汚染土壌等の各月ごとの受入量

(ｲ) 年度末における処理前土壌の保管量

イ　上記(1)の規定による点検に関する次に掲げる事項

(ｱ) 当該点検を行った年月日及びその結果

(ｲ) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ウ　上記(3)アの規定による点検に関する次に掲げる事項

(ｱ) 当該点検を行った年月日及びその結果

(ｲ) 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

エ　上記(4)の規定による水質の測定に関する次に掲げる事項

(ｱ) 当該水質の測定に係る地下水を採集した場所

(ｲ) 当該水質の測定に係る地下水を採取した年月日
(ｳ) 当該水質の測定の結果の得られた年月日
(ｴ) 当該水質の測定の結果

オ　上記(4)の規定による措置を講じた年月日及び当該措置の内容

カ　上記(5)の規定による点検に関する次に掲げる事項
(ｱ) 当該点検を行った年月日及びその結果
(ｲ) 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

キ　上記(6)の規定による点検に関する次に掲げる事項
(ｱ) 当該点検を行った年月日及びその結果
(ｲ) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容

ク　上記(8)の規定による測定をおこなった年月日及びその結果

(15) 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起算して３年を経過する日までの間、行うこと。

ア　前記(14)ア(ｱ)に掲げる事項　翌月の末日

イ　前記(14)ア(ｲ)に掲げる事項　翌年度の４月末日

ウ　前記(14)エ及びクに掲げる事項　当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

エ　前記(14)イ(ｱ)、ウ(ｱ)、カ(ｱ)及びキ(ｱ)に掲げる事項　当該点検を行った日の属する月の翌月の末日

オ　前記(14)イ(ｲ)、ウ(ｲ)、オ、カ(ｲ)及びキ(ｲ)に掲げる事項　当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

４　埋立処理施設（水面埋立処理施設）の個別基準

技術的留意事項2.12によること。

５　埋立処理施設（盛土構造物等）の個別基準

技術的留意事項2.13によること。

６　分別等処理施設の個別基準

技術的留意事項2.14及び2.15によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の混合の禁止

ガイドライン2.2.6(11)によること。

(2) 大気有害物質の量の測定

排出口及び大気有害物質処理設備を設けている場合、当該大気有害物質処理設備が適切に機能しているか確認するために、大気有害物質の量の測定を次により行うこと。

ア　別表第３に掲げる項目のうち、１から６までに掲げる大気有害物質の量について、排出口において、標準状態に換算した排出ガス１立方メートルにつき定める許容限度を超えて排出してはならないこと。

イ　排出口における別表第３に掲げる測定項目のうち、１から６までの大気有害物

質の量を３月に１回以上、７から 16 までの大気有害物質（ダイオキシン類にあっては、汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。）の量を年１回以上測定し、かつ、記録すること。

(3) 施設外への搬出の禁止

ガイドライン2.2.6(20)2)によること。

(4) 雨水等の流入の防止

構造基準第５の６(2)アの規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するため、当該設備に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

(5) 維持管理状況の公表

分別等処理施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

ア　処理実績の情報（処理方法ごと及び汚染土壌等ごと）であって次に掲げる事項

(ｱ) 汚染土壌等の各月ごとの受入量

(ｲ) 各月ごとの再処理汚染土壌処理施設への搬出量

(ｳ) 年度末における処理前土壌の保管量

(ｴ) 年度末における処理後土壌の保管量

イ　上記(2)イの規定による大気有害物質の量の測定に関する次に掲げる事項

(ｱ) 当該測定に係る排ガスを採取した位置

(ｲ) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日

(ｳ) 当該測定の結果の得られた年月日

(ｴ) 当該測定の結果

(6) 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起算して３年を経過する日までの間、行うこと。

ア　前記(5)ア(ｱ)及び(ｲ)に掲げる事項　翌月の末日

イ　前記(5)ア(ｳ)及び(ｴ)に掲げる事項　翌年度の４月末日

ウ　前記(5)イに掲げる事項　当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

７　自然由来等土壌利用施設の個別基準

次に掲げるものによること。

(1) 地下水汚染を防止する措置

ガイドライン2.2.6(3)及び処理業通知記の第2の2(3)によること。

(7)土質改良を行った土壌の土壌溶出量が土質改良を行う前の土壌溶出量を超えないこと

ガイドライン2.2.6(7)及び処理業通知記の第2の2(7)によること。

附則

１　施行期日

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

附則

１　施行期日

この基準は、令和３年３月22日から施行する。

ただし、「別表第２　地下水基準及び測定頻度」の地下水基準値の改正については、令和３年４月１日から適用する。

附則

１　施行期日

この基準は、令和７年８月１日から施行する。

別表第１　排出水基準

項　　目		排出水基準
1	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L
2	シアン化合物	不検出
3	有機燐化合物	不検出
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L
5	六価クロム化合物	0.05 mg/L
6	砒素及びその化合物	0.05 mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L
8	アルキル水銀化合物	不検出
9	ポリ塩化ビフェニル	不検出
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L
13	四塩化炭素	0.02 mg/L
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
20	チウラム	0.06 mg/L
21	シマジン	0.03 mg/L
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L
23	ベンゼン	0.1 mg/L
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
25	ほう素及びその化合物	海域 230 mg/L　海域以外 10 mg/L
26	ふっ素及びその化合物	海域　　15 mg/L（10 mg/L）　※１ 海域以外 8 mg/L
27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
29	水素イオン濃度	海域 5.0～9.0　海域以外 5.8～8.6

項　　目		排出水基準
30	生物化学的酸素要求量　※ 2	20 mg/L（10 mg/L）　※ 4
31	化学的酸素要求量　※ 3	20 mg/L（10 mg/L）　※ 4
32	浮遊物質量	40 mg/L（20 mg/L）　※ 4
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	3 mg/L（2 mg/L）　※ 4
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	5 mg/L（3 mg/L）　※ 4
35	フェノール類含有量	0.5 mg/L
36	銅含有量	1 mg/L
37	亜鉛含有量	1 mg/L
38	溶解性鉄含有量	5 mg/L（1 mg/L）　※ 4
39	溶解性マンガン含有量	5 mg/L（1 mg/L）　※ 4
40	クロム含有量	0.5 mg/L
41	大腸菌数	800 CFU/mL
42	窒素含有量　※ 5	120 mg/L《日間平均 60 mg/L》※ 6
43	燐含有量　※ 5	16 mg/L《日間平均 8 mg/L》※ 6
44	ダイオキシン類　※ 7	10 pg-TEQ/L

検定方法については、1から43までの項目は「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年　環境庁告示64号）」、44の項目はダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年　総理府令第67号）第2条第1項第2号によること。

※ 1　（ ）内の数値は、排水量 30 ㎥/日以上の場合の基準値。

※ 2　生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。

※ 3　化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。

※ 4　（ ）内の数値は、排水量 500 ㎥/日以上の場合の基準値。

※ 5　日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※ 6　《 》内の数値は、東京湾に排出する場合にあわせて適用。

※ 7　ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。

別表第２　地下水基準及び測定頻度

項　　目		地下水基準	測定頻度
1	水素イオン濃度	―	１月に１回以上
2	塩化物イオン		
3	電気伝導率		
4	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L	３月に１回以上（１年間継続して適合している旨の知事の確認を受けたときは１年に１回以上）
5	六価クロム化合物	0.05 mg/L	
6	クロロエチレン	0.002 mg/L	
7	シマジン	0.003 mg/L	
8	シアン化合物	不検出	
9	チオベンカルブ	0.02 mg/L	
10	四塩化炭素	0.002 mg/L	
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	
13	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	
14	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L	
15	ジクロロメタン	0.02 mg/L	
16	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L	
17	アルキル水銀	不検出	
18	セレン及びその化合物	0.01 mg/L	
19	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	
20	チウラム	0.006 mg/L	
21	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L	
22	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L	
23	トリクロロエチレン	0.01 mg/L	
24	鉛及びその化合物	0.01 mg/L	
25	砒素及びその化合物	0.01 mg/L	
26	ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L	
27	ベンゼン	0.01 mg/L	
28	ほう素及びその化合物	1 mg/L	
29	ポリ塩化ビフェニル	不検出	
30	有機りん化合物	不検出	

測定方法については、２及び３の項目は「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成10年　環境庁・厚生省１号）」に、４項から30項までの項目は「地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件（平成15年　環境省告示第17号）」によること。

別表第３　大気有害物質の測定項目、許容限度及び測定頻度

測定項目		許容限度	測定頻度
1	カドミウム及びその化合物	1.0mg	３月に１回以上（１年間継続して許容限度を超えずに大気有害物質を排出している旨知事の確認を受けたときは１年に１回以上）
2	塩素	30mg	
3	塩化水素	700mg	
4	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	10mg	
5	鉛及びその化合物	20mg	
6	窒素酸化物	250cm^3（350cm^3） ※ 1、※ 2	
7	クロロエチレン	―	１年に１回以上
8	1,2-ジクロロエタン		
9	ジクロロメタン		
10	水銀及びその化合物		
11	テトラクロロエチレン		
12	トリクロロエチレン		
13	砒素及びその化合物		
14	ベンゼン		
15	ポリ塩化ビフェニル		
16	ダイオキシン類		

各項目の測定方法については、１項から６項までの項目は平成22年環境省告示第25号に、７項から16項までの項目は「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」（平成22年　環水大土発第100226001号）によること。

※ 1　（ ）内の数値は、排出ガス量が10万m^3/日未満の浄化等処理施設、セメント製造施設又は分別等処理施設に適用。

※ 2　大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和54年　総理府令第37号）附則第６項の経過措置の適用を受けるセメント製造施設は480cm^{3}とする。

汚染土壌処理施設生活環境影響調査指針

平成 30 年８月 27 日制定
令和３年３月 22 日一部改正

（目的）

第１条　この指針は、千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第７条第１項に基づき、汚染土壌処理施設を設置等することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施する上で、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この指針における用語の意義は、指導要綱第２条に定めるところによる。

（生活環境に及ぼす影響についての調査の方法）

第３条　生活環境に及ぼす影響についての調査の方法は、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年９月　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に準じて行うこと。

２　汚染土壌処理施設の種類ごとに定めた汚染土壌処理施設生活環境影響調査項目（設置等しようとする汚染土壌処理施設の種類及び規模並びに処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を勘案し、当該汚染土壌処理施設を設置等することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったものをいう。以下同じ。）は、別表第１から別表第５までのとおりとする。

（生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類）

第４条　汚染土壌処理業者等は、指導要綱第７条第２項に規定する書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　汚染土壌処理施設生活環境影響調査項目

二　汚染土壌処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握方法

三　当該汚染土壌処理施設を設置等することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法

四　当該汚染土壌処理施設を設置等することにより予測される汚染土壌処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

五　当該汚染土壌処理施設を設置等することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果

六　大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を汚染土壌処理施設生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由

七　その他当該汚染土壌処理施設を設置等することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

附則

（施行期日）

第１条　この指針は、平成 30 年 10 月１日から施行する。

附則

（施行期日）

第１条　この指針は、令和３年３月 22 日から施行する。

別表第１　浄化等処理施設の生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項		生活環境影響要因※1 / 生活環境影響調査項目※1	煙突排ガスの排出	排出水の排出	浄化等処理施設の存在	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	汚染土壌運搬車両の走行
大気環境	大気質	粉じん				○		
		二酸化硫黄	○					
		二酸化窒素	○					○
		浮遊粒子状物質	○					○
		塩化水素	○					
		ダイオキシン類	○					
		特定有害物質	○					
		その他必要な項目※2	○					
	騒　音	騒音レベル				○		○
	振　動	振動レベル				○		○
	悪　臭	特定悪臭物質濃度又は臭気指数(臭気濃度)	○				○	
水環境	水　質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量		○				
		浮遊物質量		○				
		ダイオキシン類		○				
		特定有害物質		○				
		その他必要な項目※2		○				
	地下水	地下水の流れ			○			

※１　汚染土壌処理施設の種類及び汚染土壌の処理方法に応じて、生活環境影響要因及び生活環境影響調査項目を選定すること。

※２　処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び立地特性等を考慮して、影響が予想される項目を選定すること。

別表第２　セメント製造施設の生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項		生活環境影響要因 ＼ 生活環境影響調査項目	煙突排ガスの排出	排出水の排出	セメント製造施設の存在	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	汚染土壌運搬車両の走行
大気質	大気質	二酸化硫黄	○					
		二酸化窒素	○					○
		浮遊粒子状物質	○					○
		塩化水素	○					
		ダイオキシン類	○					
		特定有害物質	○					
		その他必要な項目※	○					
	騒　音	騒音レベル				○		○
	振　動	振動レベル				○		○
	悪　臭	特定悪臭物質濃度又は臭気指数(臭気濃度)	○				○	
水環境	水　質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量		○				
		浮遊物質量		○				
		ダイオキシン類		○				
		特定有害物質		○				
		その他必要な項目※		○				
	地下水	地下水の流れ			○			

※　処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び立地特性等を考慮して、影響が予想される項目を選定すること。

別表第３　埋立処理施設の生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項		生活環境影響要因 / 生活環境影響調査項目	排出水処理設備からの排出水の排出		埋立処理施設の存在		排出水処理設備の稼働	埋立作業	埋立地からの悪臭の発生	汚染土壌運搬車両の走行
			内陸埋立等※1	水面埋立	内陸埋立等※1	水面埋立				
大気質	大気質	粉じん						○		
		二酸化窒素								○
		浮遊粒子状物質								○
	騒音	騒音レベル					○	○		○
	振動	振動レベル					○	○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度又は臭気指数(臭気濃度)							○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量	○							
		化学的酸素要求量	○	○		○				
		浮遊物質量	○	○						
		ダイオキシン類	○	○						
		特定有害物質	○	○						
		その他必要な項目※2	○	○						
	地下水	地下水の流れ			○					

※１　盛土構造物等を含む。

※２　処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び立地特性等を考慮して、影響が予想される項目を選定すること。

別表第４　分別等処理施設の生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項		生活環境影響要因 ＼ 生活環境影響調査項目	排出水の排出	分別等処理施設の存在	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	汚染土壌運搬車両の走行
大気質	大気質	粉じん			○		
		二酸化窒素					○
		浮遊粒子状物質					○
		特定有害物質			○		
	騒　音	騒音レベル			○		○
	振　動	振動レベル			○		○
	悪　臭	特定悪臭物質濃度又は臭気指数(臭気濃度)				○	
水環境	水　質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	○				
		浮遊物質量	○				
		特定有害物質	○				
		その他必要な項目※	○				
	地下水	地下水の流れ		○			

※　処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び立地特性等を考慮して、影響が予想される項目を選定すること。

別表第５　自然由来等土壌利用施設の生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項		生活環境影響要因 / 生活環境影響調査項目	排出水処理設備からの排出水の排出		処理施設の存在		排出水処理設備の稼働	受入れ作業	施設からの悪臭の発生	汚染土壌運搬車両の走行
			構造物利用	海面埋立	構造物利用	海面埋立				
大気質	大気質	粉じん						○		○
		二酸化窒素								○
		浮遊粒子状物質								○
	騒音	騒音レベル					○	○		○
	振動	振動レベル					○	○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度又は臭気指数(臭気濃度)							○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量	○							
		化学的酸素要求量	○			○				
		浮遊物質量	○	○						
		ダイオキシン類	○	○						
		特定有害物質	○	○						
		その他必要な項目※	○	○						
	地下水	地下水の流れ			○					

※　処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び立地特性等を考慮して、影響が予想される項目を選定すること。